

平成30年第3回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第3日目）

本日の会議 平成30年9月12日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員 長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	課長補佐	細田浩子
--------	------	------	------

説明のため出席した者

建設産業部長	緒方哲	建設産業部理事	中嶋敏純
(土木管理課)			
課長	中尾盛雄	課長補佐	田中廣幸
係長	山下泰明	係長	濱中章
(産業振興課)			
参事	川内佳代子	課長補佐	久松勝
係長	山口亮	主任	林田和真
主事	川田優惟		

住民福祉部長 松邨清茂

(住民環境課)

課長	宮崎伸之	課長補佐	長谷裕志
課長補佐	小林純子	係長	池田麻夢

(こども政策課)

課長	村田ゆかり	参事	松尾郁子
所長補佐	古賀洋	課長補佐	北野靖之
主任作業療法士	久原彩	主任	久保麻衣子

本日の委員会に付した案件

議案第 55号 平成29年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

開 会 9時29分

散 会 15時55分

## ○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。

それでは定足数に達しておりますので総務文教常任委員会を開催をいたします。

本日も傍聴の方がいらっしゃいますので御報告をしておきたいと思えます。

それでは早速、議案第55号平成29年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。本日は土木管理課から審査を始めたいと思えます。それでは早速説明を求めます。

中尾課長。

## ○土木管理課長（中尾盛雄君）

皆様おはようございます。それでは土木管理課所管分につきまして個別事項明細書により歳入の部から御説明をいたしたいと思えます。

まずは22、23ページをお開きください。12款使用料及び手数料1項使用料5目土木手数料1節の道路橋りょう使用料収入済額が627万7,946円でございます。内訳は電気、電話の電柱、電線、ガス管等の道路占用料になります。同じく2節都市計画使用料収入済額1,597万81円のうち備考欄の最上段、公園占用料61万1,141円、公園内にあります電気、電話、電柱、電線の占用料になります。続きまして6段下、中尾城公園使用料57万3,680円、これは草スキー、モノレールの使用料になります。2段下、都市公園使用料4万8,600円、これはその他の公園の使用料になります。その下、潮井崎交流館施設使用料3万8,480円、これは展示ホールの使用料、冷暖房、シャワー、こういったものの使用料になります。節合計で127万1,901円、これが土木管理課所管でございます。続きまして3節使用料、こちらは収入済額5,024万9,840円、東高田、西高田、岡岬、3つの町営住宅団地の使用料になります。2段下、5節町営住宅駐車場使用料は収入済額349万3,470円になります。4節そして1番下の6節につきましては、それぞれ住宅使用料、駐車場使用料、それぞれの滞納繰越分になります。次に24、25ページをお開きください。2項手数料3目土木手数料1節住宅手数料の収入済額はありません。続きまして26、27ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう補助金収入済額が4,611万2,000円で、内訳としては備考欄の1番上から、安全で快適な地域社会の創造補助金、これが町道北部1号線の法面補修工事、並松線の舗装工事など合計で4件、道路橋長寿命化による安全性の確保補助金は、定期点検及び詳細点検などで2件でございます。通学路要対策箇所を整備による安全な通学道路の確保補助金、これは横断防止柵工事やカラー舗装の工事の件で2件になります。4節住宅費補助金2,017万円のうち住宅・建築物耐震改修事業補助金、これが59万400円、公営住宅等ストック総合改善事業補助金1,694万1,600円、これは岡岬の町営住宅の外壁改修の補助金になります。続きまして、住宅性能向上リフォーム支援事業補助金45万円、その1段下の空き家再生等推進事業補助金173万8,000円、こ

れは空き家の調査に伴う補助金になります。続きまして32、33ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金6目土木費県補助金1節住宅費補助金につきましては、収入済額160万7,700円のうち長崎県耐震・安心住まいづくり支援事業補助金60万7,700円が土木管理課の所管になります。続きまして34、35ページをお開きください。14款県支出金3項委託金6目土木費委託金1節2節全て土木管理課の所管でございます。続きまして16款寄附金1項寄附金4目土木管理費寄附金はありませんでした。次に42、43ページをお開きください。19款諸収入5項雑入1目雑入1節雑入につきましては、上から8行目、清涼飲料水自動販売機設置使用料372万770円のうち49万2,000円、続きまして2行下の各種施設電話使用料4,970円のうち340円、7行下になります庁舎コピー使用料26万7,312円のうち10円、8行下、中尾城公園施設使用料傷害保険料精算金69万5,400円、そして1番下になります平和の泉等浄財117円、次のページに行きまして3行目です。町営住宅光インターネット装置設置料8万52円、その下の境界立会手数料、他証明書等交付手数料1万7,400円のうち1万680円、下から3行目、不当利益返還金201万600円、これがいつもと違いまして、これが九州電力による道路占用料の申請漏れの分です。九州全体に広がっておりました。過去10年分を遡及して精算したものになります。占用漏れの事案としては、九州電力以外の他社が建てた電柱に共架した電線の申請漏れ、これが発覚したものになります。次に20款町債1項町債2目土木債1節道路橋りょう事業債710万円が土木管理課の所管となります。以上が歳入の部になります。

続きまして歳出の部でございます。134、135ページをお開きください。8款土木費1項土木管理費1目土木総務費は全て土木管理課の所管でございます。2節給料から4節共済費につきましては、部長を含めた土木管理課職員の人件費、総数10名分でございます。7節賃金につきましてはパート賃金として1年分。9節旅費、11節需用費、12節役務費は経常的経費でございます。13節委託料につきましては、道路台帳作成整備委託料を含む3件分で293万9,760円になります。14節使用料及び賃借料につきましては、防犯設備借上料を含む6件分で148万8,726円になります。19節負担金、補助金及び交付金につきましては、次の136、137ページまで続いておまして、419万9,905円のうち備考欄の1番下の2件、西彼中央土地開発公社事務費負担金以外の263万9,500円が土木管理課の所管となります。続きまして2目急傾斜地管理費13節委託につきましては、長与ニュータウンの法面調査を含む2件分で79万5,960円になります。15節工事請負費につきましては、急傾斜地維持補修工事で1件分49万6,800円になります。続きまして2項道路橋りょう費2目道路維持費11節需用費については経常的経費でございます。13節委託料につきましては、支出済額3,175万5,458円、これは町道の管理業務委託が主なものでありまして、街路樹の剪定、除草等で86件、並びに町道補修委託が件数的には6件で、この中に町道の維持補修、パトロール、こういったのを行っております。シルバー

人材センター常時3名で雇用しております。こういったものが主なものになります。他にも町道ニュータウン中央線、擁壁変状調査業務委託、町道北部1号線法面設計業務委託などの設計測量業務委託を2件行っております。14節使用料及び賃借料につきましては工事機器の借上料となっております。15節工事請負費につきましては、支出済額1億220万9,362円、こちら主なものとしては、町道北部1号線法面補修工事7、8法面や町道並松線舗装修繕工事、町道駅前サニータウン線横断防止柵設置工事、町道青葉台団地13号線舗装修繕工事など全部で131件行っております。続きまして138、139ページになります。3目道路新設改良費の9節旅費、11節需用費及び16節原材料費は経常的経費でございます。15節工事請負費は百合野踏切改良工事ほか1件で1,205万9,756円になります。続きまして4目橋りょう維持費13節委託料は、橋りょう定期点検及び橋りょうの設計業務の2件で2,583万9,000円になります。15節工事請負費につきましては、山手橋架替工事の前払金550万円になります。これは今年度への繰越工事を行っております。続きまして3項河川費1目河川総務費、この中の9節旅費、11節需用費、12節役務費までは通常経費になります。13節委託料につきましては、排水ポンプ保守点検や河川管理の委託等で4件、測量設計2件で255万1,680円になります。工事請負費につきましては7件で262万7,640円、これにつきましては全て維持工事となっております。続きまして1番下から140、141ページまで続きます。4項港湾費になります。1目港湾整備費9節旅費、11節需用費、12節役務費までは経常的経費でございます。13節委託料につきましては全額が長与港港湾施設管理業務委託になります。19節負担金、補助及び交付金につきましては支出済額160万3,540円で、長与港改修事業の地元負担金で潮井崎地区の護岸改良工事分であります。続きまして142、143ページ、144、145まで続きます。5項都市計画費5目公園緑地管理費9節旅費は経常的経費でございます。11節需用費、支出済額1,320万4,376円のうち1,318万6,634円が土木管理課になっております。主なものとしては消耗品費で支出しております453万3,077円で、花いっぱい運動や花の苗配布事業のための花の苗代が多く含まれております。水道使用料、下水道使用料、電気使用料、修繕料、ガス使用料、こういったものは経常的な経費でございます。12節役務費は支出済額175万5,398円で、主なものが中尾城公園の入園者に対する保険、もしくは植樹祭等の参加者に対する保険に要する総合的保険でございます。13節委託料、支出済額3,166万6,852円で、主なものとして、各公園のトイレの清掃に要するシルバー人材センターへの委託料が公園管理委託料として353万1,840円、並びに中尾城公園や潮井崎公園施設の管理として長与町管理公社及びシルバー人材センターへ委託しております公園施設管理委託料が2,441万5,977円でございます。14節使用料、賃借料は支出済額706万3,314円、こちら主なものとしては借地公園11か所の賃借料でございます。15節工事請負費は支出済額3,200万5,280円、全部で97件でございます。大規模な工

事は行っておりません。通常の維持工事や重点的に今取り組んでおります危険と判断された遊具の修繕工事になります。16節原材料費、これは経常的経費でございます。18節備品購入費、これは草刈機やチェーンソーなどの管理機器及びホワイトボード、掃除機等を購入しております。19節負担金、補助及び交付金は公園に関する協会費及び負担金でございます。続きまして下段から次ページまで続きます。6項住宅費1目公営住宅管理費9節旅費、11節需用費、12節役務費までは通常支出になります。13節委託料につきましては、町営住宅の剪定委託や修繕計画に伴う管理業務、こういったものを含めて5件で315万78円でございます。15節工事請負費は、繰越工事であります岡岬町営住宅A棟及び年度内発注しましたB棟の長寿命化の工事ほか2件で3,886万1,884円でございます。14節使用料及び賃借料、19節負担金、補助及び交付金は通常支出となっております。続きまして2目安全・安心住まいづくり支援事業費13節委託料は耐震診断が3万800円、19節負担金、補助及び交付金は、耐震診断補助金及び住宅性能向上リフォーム事業補助金で187万円でございます。続きまして3目建築費19節負担金、補助及び交付金につきましては支出済額100万円で、住宅性能向上リフォーム支援補助金を10件の方々に交付しております。続きまして4目空き家対策費13節委託料、これは空き家住宅等実態把握調査委託料で378万2,160円になります。続きまして182から185ページ、4ページになりますけどお開き下さい。11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目道路等災害復旧費9節旅費、11節需用費、19節負担金、補助及び交付金は経常的経費でございます。13節委託料は災害箇所設計業務で22万7,880円でございます。18節備品購入費は雨量計の無停電装置の購入費、これが4万2,984円でございます。なお、平成29年度長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書の45ページから49ページまでが土木管理課所管でございます。御参照を賜りたいと存じます。以上が平成29年度の土木管理課所管の内容でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入っていきたいと思っております。最初に収入の方から一括質疑を受けたいと思っております。質疑ありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ちょっと確認をさせてもらいたいと思っておりますけども、23ページの都市計画使用料の中尾城公園使用料で草スキーとモノレールとかさつき説明がありましたけど、このモノレールはもう使用しよつとですかね。前はまだ修理段階でそれ以降私も把握がなかったもので、一応確認をさせていただきたいと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

モノレールにつきましては、現在、稼働しております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。収入一括です。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

45ページの境界立会証明交付手数料1万7,400円、これ件数は分かりますか。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

お答えします。境界立会手数料は許可件数56件ございまして、手数料件数としては47件、1万4,100円ございます。町道証明手数料もこの中に入っております、こちらについては許可手数料件数として9件で2,700円になっております。なお、許可件数と手数料件数が一致してないのは、県の申請とか町の申請とかがあった分についても証明書を発行するので件数が違ってきております。以上になります。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

詳しく言っていただきましたけど、実際に職員が立ち会いに出向いた件数というのは分からんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

お答えします。全て職員が立ち会っております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

相当な職員がやっぱりこれに掛かって行っとるわけですかいいね。収入が1万7,400円ということで、私、手数料の関係で一般質問させていただいたんですが、こういったもので取るべきじゃないのかということで、相当な職員がやっぱり現地に出向いてこういう仕事をされてるという中で、当時確か答弁は検討するか何かだったのかなと思うんですが何か検討されましたか。やっぱり取れないという結論だったんですか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

詳細な検討については、私の方ではまだ行っておりませんが、実際、委員が言われるとおり、それ相当の人件費は掛かっているかは把握しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

45ページの不当利益返還金ということで、御説明で粗方分かったんですけども、九州電力というか、あれほど大きい会社がこういうミスがあったのかとちょっとびっくりするんですけども、私なりの解釈では九電以外のどの団体か知りませんが建てた電柱に、そこを活用して電線を掛けた所を算定に入れてなかったということなんですか。なぜそういうことが起こったのかというところの突き詰めというのはなされたかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この件につきましては、28年度に佐賀県の方で精査をしたところおかしい分が分かったと。それを再度、九州電力の方に戻して全体的なものが発覚したということになっております。ホームページ等で、あと新聞記事等で判断する分だけになるんですが、実質的には担当者の認識不足、これが1番の問題だということで把握はしております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

別刷りで歳入の収納状況という表をもらっておりますので、これで質問したいと思えます。徴収の努力が表れた表であると、特に過年度分についてはかなり努力をされておるなと思います。そこで、この22年度以前の分が非常に多いわけですけども、例えば1人最大の滞納額は幾らか、まずこれを聞かしてください。監査委員には報告があったかと思いますがお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

住宅使用料での最大の滞納額をお持ちの方の合計は279万3,200円です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

1人で279万3,000円ということですから大変な年数になるわけですが、多分この方が該当すると思うんですが、22年度以前ということでひとくくりにしてありますけれども、1番古いのでいつから発生かということもお尋ねします。

○委員長（岩永政則委員）



濱中係長。

○係長（濱中章君）

1番古い滞納年度は平成16年でございます。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

先程の1番多い人は16年で、それ以外で14年の古いのが1件あります。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

非常に回収に努力を要する。ここまでなるとなかなか短兵急には回収できないというのは間違いありませんけれども、今後の問題として、議会側で町長の専決処分に関する条例を3月定例会で議決をして、それに基づいて100万円以内のものについては議会に諮らず執行側で手続きを進めるということの決定をしたわけですが、やはり今後の問題としては、こういった制度を利用して、よりそういう制度がありますよということを知周徹底をしながら回収意欲を持たせるという、そういう仕事が所管には必要になってくると思いますけれども、今後、この古い案件を整理していくという部分について、どういうふうにご検討されるのかお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

過年度分について、この点でという明確な部分はありませんが、古い分を減らしつつ現年をとにかく滞納させない、新しい滞納者を作らないということを目指す第1点で動いております。その成果がまず28、29年度で出てると思いますので、減らすことを考えつつ、増やさないということを特に頑張ってやっていきたいと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。ないですか歳入。なければ歳出の方に入りましょう。135ページ、137ページですね、139ページ、ないですか。

堤委員。

○議員（堤理志委員）

137ページの町道等維持補修工事費ということで131件の工事を行ったということですが、基本的にこれは住民の方からの要望を受けて、それを順次施工していったということなのかをお聞かせいただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

基本的には順次行っております。ただし前年度からの引き継ぎ等々もありますし、過去からの引き継ぎで用地関係とか協議が整った分から順次行っています。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○議員（堤理志委員）

基本的には町民からの要望を素早く対応されるというのがいいのかというふうに思いますけれども、それと並行してやはり気になるのが、このところの大雨等々の災害が多いものですから、町内のちょっとした山道等々に行きますと、いつがけ崩れになってもおかしくないような所がたくさん見受けられるわけで、例えば町の職員も巡回されてると思うんですが、そうした中でここは危険度が高いなと判断した所を優先的と言いますか、優先度が高いという町の判断で先に着手するというようなことはなさってないか、この辺りいかがでしょう。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

委員のおっしゃるとおりパトロール等で見つかる箇所があります。それももちろん住民の意見、用地関係とか住民との協議、整った部分からやっております。もちろん要望案件、パトロール案件、同じテーブルでどれが優先順位が高いかという形で精査して施工させていただいております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

137ページの2目15節工事請負費ですけども、ここは今年の3月補正で国費ベースで8,000万ぐらいの減額をされて、事業費ベースで1億4,000～5,000万の減額をされたということでお聞きをしておるんですが、当然29年度当初にはその分の事業をやっていくんだということで職員の配置もされてたと思うんですよ。それで相当な額の減額になって、1年回してきて、そういった中でおそらくそれだけものをやろうとしていた体制が、ある程度必要無くなった部分もあるんじゃないかなと思うんですよ、人員的に。そういったのを何か課内で工夫をされたのか、一方で135ページに超過勤務手当等も上がっておりますので、何か課内で工夫をされてそういう取組をされたのかどうかちょっとお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

確かに事業費ベースでは落ちた部分はあります。ただし、維持費につきましては、ござこざしたものが多いいいとか、それでどうしても増えている部分、プラス昨年度は公

園の修繕等で結構な人員と予算もついておりました。その分についてお互い融通を利かせて動いたという点があります。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。ちょっと質問しますので委員長代わります。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

1つは、今、町道の白線、路側帯が非常に無くなってしまったり、あったり無かったり、あったり無かったり。私ずっと見て回ったんですけど、路側帯というのは本来歩く所と車道の区別をするというのが本来なんですね。ここの場合は歩道があるわけで歩く所はしっかりしとるわけです。その外側に路側帯約50センチぐらいでずっと、あるいは広いところもありますね。それでやっぱりこの路側帯というのは運転をする危険性を非常に除去できる、道路幅を確認しながら行くという意味もあるわけなんですね。ところがほとんど中央線も無くなってしまってますよ。それをどうしてしないのか、もうあちこちから私も聞きまして、ずっと見て回ったんですけど、ほとんどと言っていいほど消えています。認識はあるんですか、そういう認識、現場の状況の把握、どうしてますかね。

○委員（分部和弘委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

個別の箇所について把握はできてない状況であります。ただし路側帯が消えてる、舗装が割れてる、穴があいてる等については随時把握はしてるつもりではございます。ただし、路側帯につきましても施工は当課としてもしたい部分ではありますけど、どうしても優先順位をつけると、あとの方になってしまうという現状であります。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

ここ1、2年路側帯を整備したような形跡はもう全く見られませんですね。2、3年と言ってもいいというふうに思うんですよ。だから認識そのものが無いのじゃないのかなど、気付いてないのじゃないかと、町全体として、そういう感じすら持つわけなんですよ。だからやっぱり中央線だけじゃなくてあちこちの町道にしましても、整備して綺麗にしてある所は綺麗にしてるんですよ。ようやっとるねという感じる所もあるんですが、一方はもう全く無いですね、もうばらばらという、そういう行政の今の現実じゃないかと。これは今、中尾課長がなってからじゃないんですよ。その前からそうなんですよ。だから新しい課長になられたわけですからそういうところにも目を向けて、やっぱりシビアな部分の行政の仕事をしていくように目を向けてしていく、良い機会じゃない

のかなというふうにも思います。その辺りはやっぱり全体的に目を向けて部長たる人はやっぱり部下を指導して、きめ細かな行政を行うようにしていくべきじゃないかというに思うんです。部長の見解はどうですか。

○委員（分部和弘委員）

緒方部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

委員おっしゃいますとおり、町内、相当路側帯の線が消えているというのは我々も把握はしているところでございます。我々が重点的にこれまでここ数年進めてきたといいますのは、特に歩道が無い部分につきまして交通安全等そちらの方で路側帯に着色したり、そちらの方を重点的に進めてきたという部分もございまして、一般の歩車道分かれてる部分の車道部分の路側帯につきましては、施工が、今、手が回ってないという状況でございますけれども、委員おっしゃいますとおり、車道も路側線がある無いであんまり歩道側に寄りますと構造物等ございまして、運転も危険でございますので、その辺りも考慮しながら現状ももっと詳しく把握しまして、今後、検討していきたいと考えております。以上でございます。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

144、145ページの5項5目15節公園整備工事費、先程97件ということで主に遊具の補修工事とか取替等があつて、昨年調査をされて、その中で撤去等もあつたと思うんですけれども、その中のしなければならなかった件数の中で、昨年補修すべきものは全てできたのか、それとも期間的、いろいろな予算的なものがあつて間に合わなくて今年度に回っているという点があるのか教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

山下係長。

○係長（山下泰明君）

昨年度、安全管理のためにフェンス等設置させていただいた遊具が70ございまして、そのうち修繕をしたり、一部、安全領域等の確保が困難などの理由から撤去した遊具などが38ございます。残りの32の遊具については、工期とか、こういった修繕方法をするのが1番安全に管理できるのかということなど検討する必要がございましたので、32の遊具については、30年度施工するというようにしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今、係長の方は年度末の数字という形で決算ですので、お答えさせていただきました。その後、今年度に入りまして残り32件のうち25件は発注済みで、一部施工済みの部分もあります。あと撤去を4件、3件についてまだちょっと方法が決まってない案件と次年度以降で補助金活用ができそうな案件がありますので、そういった部分も考慮して、今まだ3件ほど何もできてない状態であります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

昨年度の調査に引き続いてまた今年度新たに協議して、危険だという判断をされて囲われてる遊具というのもあると思うんですけども、住民目線からいきますと、もう春先当初から囲われて、そこに確かに今年度中にするというようなことが書いてあるんですけども、昨年度に引き続いたものから翌年30年度については一応やっていこう、今ちょっと3件はまだ未定というところがあるようですけども、やっていこうというお考えでよろしいですか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

委員がおっしゃるとおり、29、30、連続して施工していきたいと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

5目17節公有財産購入費ですけども、本会議でも質問があっただけでございますが、これはそのまま不用額で契約が成立しなかったというようなことだったと思うんですが、予算の説明の時に、返してくれろということを言われてると、そこを整備して返す、何か私が勘違いですかね。元に戻して整備する費用よりも買った方が安いんだという説明で計上されたというふうに私ちょっと理解をしとったんですが、今回買わなくなったあと、今年その用地をどうするのか、そこをちょっと教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この公有財産については、引き続きずっと協議をしていた案件であります。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

あそこのスーパーのちょっと山手の方、私そこについて言ってるつもりですが。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩を閉じて委員会を行います。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この公有財産購入費の全額不用額で示しておられる部分の場所と、残さんばいかんや  
った経緯について説明をお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

場所については中尾城公園の店舗の上の部分の箇所になります。場所はですね。それ  
で用地交渉ですので年度末までにお話がまとまらなかった案件であります。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

引き続き、145ページの17節公有財産購入費432万円についての質疑に対する  
答弁を求めます。

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

公有財産購入費になりますが、この予算に関しましては、昨年度の12月補正で計上  
させていただきました。これについては平成29年度中に借地契約が切れる案件であり  
まして、早急に対応を行わないといけないということで12月計上させてもらいました。  
ただしその後、借地の継続、購入、そのまま、いろんなパターンが考えられまして、そ  
の交渉を3月末日まで頑張っておりました。ただし、そこでやっぱり話がまとまらな  
かったという形で、もちろん不用額として3月に計上することもできませんでしたし、  
そのまま継続的な交渉を3月以降、4月になりましても行っておりました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

事情は分かりました。それでは、その後の借地契約の経緯とか、直接、決算には関係  
ないかもしれませんが、その後の経緯とか今年度新たに補正で組まれた購入する意向の、

そこら辺の動向なり話せる範囲でお願いをします。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

実質的には次年度半年間の借地契約を年度末でぎりぎり結ぶことができました。ただし、それについては、もうこれが最後の契約よという形で交渉を先に進めるという形でお話をさせてもらいました。4月からの継続的な交渉を3か月間行いまして、6月補正後すぐに契約という形になりました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですね。それでは歳入歳出まとめて質疑を受けたいと思います。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

147の2目安全安心まちづくり支援事業なんですけども、耐震診断補助金が結構増えてるんじゃないかというふうに思います。熊本地震等の影響もあったのかなというふうに思いますけども、件数的にどの程度なんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

29年度の耐震診断の件数は1件です。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

直接、診断補助金には関係ないかというふうに思いますけども、確か昭和56年に建築基準法が改正されて、それから住宅関係に関しては耐震用の住宅になったかというふうに思いますけども、56年以前の住宅はどの程度町内であるのか、そこら辺分かればお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

すみません。件数的にはちょっと把握しておりません。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

147ページの空き家住宅等実態把握調査委託料ということで、こちらの関係は報告書の45ページにも載っておりますけれども、この調査により空き家と推測される件数は238件ということで結果が出たわけですが、この調査によって今後の対応と

か対策とか、どういう目的でこの調査をされたのかお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

目的につきましては、基本的には現状調査と現況把握をするためのものとして計上させてもらいました。今後については、これはあくまでも推測される件数でありますので、空き家と認定されるためには別組織を立ち上げて、正式に空き家認定を行うことによって、次のステップに進むということになります。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今後のことは今から別組織でということですが、空き家対策と言ったら、普通一般に危険家屋だったりとか、そういうものもありますし、長与町内にも私が知ってる限りでも軒が崩壊が危ぶまれるというんですか、そういう家屋もあるようですが、そういう場合、今回は推測されるということですけど、明らかに危険家屋ですとか分かる場合というのは家主の方に、ちょっと決算に関係ないので申し訳ないんですけど、通達をするような手続きをとるための調査ではないということでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今回については空き家と推測のみであって、住んでも倒壊恐れあるような建物もあります。そういった形で倒壊が恐れあるという判断はちょっと今回はやっておりません。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の同僚委員の質問に合わせてなんですが、目的は何かというような質問をされたと思うんですが、現状把握等実態調査ということ、ここに書いておる言葉を並び替えて言われたのかなという感じはするんですが、それを何のためにやっておられるのか、現状を把握して実態を調査した。この結果をもって何をされるつもりでやられているのか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この空き家につきましては、次に進むステップとしてましては運用も可能性としてはあります。例えば空き家住宅をリフォームして使うとか、民泊で使うとか、そういった分も含めてになりますので、危険とか倒壊とか、それに限った話ではなくて、いろんな活用方法を考えていこうという部分も含めての調査という形になります。



○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

147ページの1目13節委託料の中に法律事務委託料というのがあるんですけども、これは何か相談業務とかが発生をしたのか、あれば内容を教えていただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

法律事務委託料の内容としましては、公営住宅にお住まいの方が高齢の方で病院に入院をされていたんですけども、その病院で亡くなりました。通常は家族の方に退去届等をしていただくんですけども、この方が家族の方とあまり付き合いが無いと言いますか、孤独な状態でして、そのまま部屋に入りますと法律上違反になりますので、顧問弁護士に相談して法的な手続きを踏んで退去をさせました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

合わせて147ページの住宅性能リフォーム支援補助金ということで10件で100万円ということでしたけども、不用額が20万残っているということは、申し込みが10件あったということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

申し込みは10件です。残りの2件は、国費の対象に工事の内容でならなかった場合の単費分で付けております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それを超えての申し込みというのは無かったわけですね。聞きたいのはこの申し込みがあった人達にどういう採用の仕方をしているのかというのをちょっと聞きたいもんですから、例えば早いもの順とか、一定全部集められて抽選かなんかやられるのか、そこら辺をちょっと聞きたかったもんですから。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

受付順で対応をしております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく空き家住宅等の実態把握調査についてお伺いをします。まず、この実態把握調査で空き家と推測される件数というのが出されてますけれども、この調査そのものが、もう29年度で町としては完了しているのか、それとも継続中なのか、ここをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

29年度で1度完了しております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

空き家と推測ですから、まだ断定できてなくて、この辺り精査が今後やられるということなんですけれども、ちなみに現状で明らかに所有者が確定している、分からないというような数字というのも、もうあらかた掴んでらっしゃるのか、それともそこはまだ今からなのか、その辺りいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今回推測される案件として挙げた分については所有者は把握しております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

調査内容は分かりました。それで私達、総務委員会が先日、この空き家対策ということで和歌山、宇陀に視察に行きました。その時に感じたのがその空き家の状況というのを、例えば古民家の再生とか定住促進、要するに地方創生に活用しているのが主だなというふうに思ったんですよね。そうしますと、土木の方で今これ担当されてますけども、本来なら企画の方の分野じゃないかなという気もするんですが、その辺りの住み分けといいますか、役割分担の違和感を感じるんですがその辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

空き家に関しましては委員おっしゃられるとおり、企画振興部それと住民福祉部の環境も含めまして4者と協議を行いながらやっていっております。あくまでも今回の調査については土木管理課の方で行うという協議が行われまして、そういった形で答えを出

しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

先程、同僚議員の質問の中で法律事務委託料という中で答弁があったことについてお尋ねをいたします。まず入居者の方が亡くなると、その方は家族がおるけども疎遠であるということで弁護士云々のという話がありましたけれども、この方に家賃の滞納額があるのかどうか、それをお伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

濱中係長。

○係長（濱中章君）

滞納はありません。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

他にないようでしたら質疑を終了いたします。これにて土木管理課を終了いたします。お疲れ様でした。

11時まで休憩します。

（休憩10時45分～10時59分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

ただいまから産業振興課の審査に入っていきたいと思います。最初に説明を求めます。中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

皆さんお疲れ様です。それでは平成29年度長与町一般会計決算、産業振興課所管分につきまして事項別明細書により御説明をいたします。

歳入の部でございます。30、31ページをお開き願います。1番上の方になっておりますけれども、14款県支出金1項3目農林水産業費県負担金第1節農業費負担金とその下になります2節林業費負担金でございますが、主なものを御説明いたします。第1節農業費負担金の中産間地域直接支払交付金は828万5,916円でございますが、急傾斜地の条件不利地であります中山間地域において行われる農地の耕作放棄地発生防止を行う活動組織への国、県それぞれ3分の1の合計となります県支出金でございます。町内の4集落112.1ヘクタールにおいて行われております。次に多面的機能支払交付金の37万7,376円でございます。こちらは農地や水路、道路の維持管理に伴います長寿命化に伴う国2分の1、県4分の1、合計額の県支出金となっております。こちらは2集落で11ヘクタールにおいて活動が行われております。同じく30、31ペ

一ジの下段の方になります2項県補助金4目農林水産業費県補助金でございます。1節農業費補助金、2節林業費補助金、3節水産業費補助金の主なものを御説明いたします。30、31ページの1節農業費補助金でございますが、1行目でございます農業委員会交付金、それから下から2行目、農地集積・集約化対策費補助金は、農業委員会所管となっております。うちの方は4行目からとなります。ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の154万7,000円でございます。こちらはワイヤーメッシュ柵1,372メートル設置に伴います資材の購入費、それからイノシシ捕獲に伴う成獣106頭、それから幼獣12頭の捕獲報償金となっております。次に32、33ページをお開きください。青年就農給付金150万円でございます。新規に就農され経営を開始されました新規就農者1名への助成金となっております。次に2節林業費補助金では、ながさき森林づくり担い手対策事業補助金として10万9,000円、それから3節水産業費補助金の水産多面的機能発揮対策推進交付金では2,960円の補助を行っております。続きまして34、35ページをお開き願います。14款県支出金3項委託金でございます。3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金の市町村権限移譲交付金（鳥獣捕獲）4万2,000円、次に4目農林水産業費委託金1節農業費委託金でございます。こちらが権限移譲等交付金の1万6,000円並びに農地中間管理機構業務委託金5万円の推進事務費に対します委託金でございます。次に5目商工費委託金では1節の商工費委託金が2万円となっております。以上、合計委託金が12万8,000円となっております。続きまして40、41ページをお開き願います。19款諸収入3項貸付金元利収入1目1節貸付金元利収入でございます。産業振興課所管分は小規模企業振興資金預託金元利回収金3,000万296円、それから次のページ上段2行目になります小規模企業創業支援資金預託金元利回収金2,000万196円、合計としまして5,000万492円でございます。こちらは町内の4銀行に預託を行ってございましたそれぞれの回収金となっております。次に同じく5項雑入1目1節雑入につきまして説明をいたします。こちらは上から4行目になります、ふれあい農園使用料54万9,000円でございます。合計266区画分の使用料ということになっております。次に上から7行目になります火災保険料、この30万2,446円のうち、7,235円が直売所まんてん分のものでございます。次に下から8行目になります。電柱等設置使用料、これのうち、産業振興課所管分は1万6,416円、農産物加工所敷地でございます岩崎食品と大村湾産業汽船の看板占用料となっております。次に44、45ページをお開きください。上から7行目になります。長崎県市町村振興協会地域活性化支援事業助成金363万7,036円のうち263万7,036円が所管分でございます、長与川まつりと長与シーサイドマルシェ開催に伴います町のPR事業に対します助成金となっております。

続きまして歳出でございます。52、53ページを願います。2款総務費1項1目一般管理費でございます。産業振興課所管分では、11節需用費で消耗品と印刷製本費の合計で19万6,673円、13節委託料で29万1,600円、19節負担金、補助及

び交付金で79万1,000円、合計127万9,273円となっております。主なものとして、13節委託料の1番下の行になりますが、イルミネーション取付委託料として中央商店街のにぎわい創出事業として29万1,600円を委託いたしております。次に19節負担金、補助及び交付金、54、55ページになります。1番下の行になりますが、長与シーサイドマルシェ補助金で79万1,000円を補助しております。このマルシェでは当日66店舗が参加をされまして、およそ5,000人の来場があったところです。続きまして70、71ページをお開きください。2款総務費2項徴税费1目税務総務費のふるさと長与応援寄附金に伴います経費になりますけれども、11節需用費、消耗品費で3,380万9,690円のうち3,217万9,138円が産業振興課所管分でございます。内容は納税に伴います返礼品の購入費ということになっております。次に12節役務費では返礼品の送料としまして通信運搬費が1,310万7,322円となっております。続きまして、ふるさと納税ポータルサイト利用料でございます。426万2,679円となっております。次に13節委託料でございますが、ふるさと納税業務委託料の308万9,437円でございます。内容につきましては、寄附の受付から返礼品の発送まで一連の事務を代行していただく委託料となっております。以上、産業振興課所管分の合計は5,311万2,326円ということになっております。

次に120、121ページをお開きください。5款労働費1項3目労働諸費でございます。9節旅費、11節需用費、19節負担金、補助及び交付金、合計で785万3,996円となっております。主な内容では19節負担金、補助及び交付金の783万5,940円。これは長与・時津シルバー人材センターへの運営補助金となっております。現在、会員は369人、うち町内では279人ということになっております。

続きまして124、125ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費でございます。2節、3節、4節につきましては職員10人分でございます。人件費の合計で6,171万9,775円となっております。8節報償費の合計額64万5,750円は、実行組合長への報償費、それから藤の棟、七葉迫溜池2箇所の管理謝礼金となっております。次に3目農業振興費でございます。主なものを説明させていただきます。126、127ページをお開きください。13節委託料有害鳥獣捕獲業務委託料136万2,000円でございます。年間4.5か月間を中彼獵友会長与支部へ委託しまして、有害鳥獣の駆除を行っております。期間中イノシシが62頭、アナグマが11頭ということで捕獲をしていただいております。次に地積測量図等作成業務委託料384万8,371円でございます。百合野農道の分筆測量11筆分の委託費となっております。以上、委託合計で581万9,821円となっております。次に15節工事請負費でございます。農道等補修工事費199万8,000円でございますが、農道水路の補修工事合計8件分となっております。次に19節負担金、補助及び交付金でございます。上から11行目と12行目になります。各土地改良区への元利償還補助金で、長与木場地区が償還期間が37年度まで、長与岡北地区は償還期間が38年度までとなっております。

ます。次にその下、農道等舗装事業等農林漁業資金元利償還補助金239万6,320円につきましては、農道築造時の借り入れに伴います元利償還補助金1件分でございます。次に下から11行目になります。優良品種更新事業補助金108万3,000円でございます。JA長崎西彼柑橘部会115名の方へ、ミカンの優良苗木5,186本の購入費につきまして4分の1の補助を行っております。次に下から9行目になります。農産物集出荷施設整備補助金266万5,000円でございます。平成23年に完成をいたしましたJA長崎西彼の伊木力選果場になりますけれども、長与町の生産者の負担軽減及び所得の安定を目的としまして補助を行っております。期間は平成30年度までということになっております。次に下から6行目になります。ながさき鳥獣被害防止総合対策事業補助金は、歳入の14款県補助金で御説明申し上げたとおりでございます。次に下の方から5行目になります。地域営農推進事業補助金でございます。内容につきましては、米の作付に伴います生産調整によります水田転作に対する助成金となっております。127人の水田所有者の方へ114万4,555円の補助を行っております。次に128、129ページをお開きください。1番上の中山間地域等直接支払交付金1,242万8,882円は、歳入で申し上げました補助金で国、県、町、各3分の1の補助金の合計額となっております。次に上から4行目になります。農産物加工施設整備事業管理償還補助金200万4,926円でございます。平成27年度に完成をいたしました加工所建設に伴います借入金の元利償還補助金となっております。以上、19節合計で6,932万5,196円となっております。次に4目畜産費でございます。9節旅費及び19節負担金、補助及び交付金合計で8万244円となっております。

続きまして130、131ページをお開きください。2項林業費1目19節負担金、補助及び交付金の1行目の長崎県治山林道協会負担金27万6,000円でございます。これは県の方で行っていただいております本川内地区と佐敷川内地区の治山事業の広域に対します負担金ということになっております。続きまして1番下の方でございます。3項水産業費1目水産振興費でございます。次のページ132、133ページをお開きください。19節負担金、補助及び交付金の上から3行目になります。水産多面的機能発揮対策負担金163万2,168円、こちらは長与浦の海底耕運、客土及びモニタリングなど、大村湾の再生活動を漁業者の方、総勢37名で行っていただいております。それに大村湾中央部の公海上になりますけれども、大村湾沿岸自治体で行っています海底耕運、36.39ヘクタールの負担金合計額となっております。

次に7款商工費1目1項商工振興費でございます。このうち、産業振興課所管分では9節旅費、11節需用費、19節の負担金、補助及び交付金、21節貸付金の合計額が5,790万9,593円となっております。主なものといたしましては、19節負担金、補助及び交付金でございます。上から4行目の商工会商品券発行事業補助金125万円、こちらはプレミアム付商品券2,000セット、それから共通券発行事業ということで補助を行っておりまして、町内177店舗が加盟して町内で利用されております。次に

上から6行目の商工会組織支援事業補助金でございます。西そのぎ商工会へ組織の強化と財政基盤の強化、それから会員サービスの向上を図ることを目的に運営補助を行っております。平成29年度は西そのぎ商工会全会員が1,025事業所、そのうち、長与町は480事業所ということになっております。次に下から4行目の店舗リフォーム助成金でございます。町内の店舗等事業所を町内業者におきまして、地域経済の活性化と町内事業者の経営改善目的に店舗のリフォームにつきまして助成を行っております。29年度は4件の86万8,000円の補助を行っております。次に21節貸付金の小規模企業振興資金預託金3,000万円、それから小規模企業創業支援資金預託金2,000万円は、小規模事業所への運転資金や設備投資金並びに創業に伴います支援資金の融資を行うために、町内4銀行へ預託を行っております。続きまして2目観光費でございます。134、135ページをお開きください。1行目の長与川まつり補助金でございます。こちらは長与川まつり実行委員会へ補助を行っております。昨年度は3万人の来場がっております。以上、観光費合計で443万1,460円となっております。

続きまして182、183ページをお開き願います。11款災害復旧費1項1目農業用施設等災害復旧費でございます。15節工事請負費で44万1,800円となっております。農道水路等合計2箇所の災害復旧工事を実施をいたしております。以上で産業振興課所管の歳出の説明を終わります。

続きまして190ページお開きください。出資による権利でございます。上から長崎県漁業信用基金協会、長崎県農業信用基金協会、長崎県信用保証協会、長崎県林業公社、それから2つ下になります長崎県漁港漁場協会、次に下から5番目になります長崎県産業振興財団、長崎県農林水産業担い手育成基金並びに長崎県南部森林組合の8件が産業振興課所管分になっておりますが、増減につきましてはあっておりません。

最後に191ページをお開きください。債権で長崎県林業公社貸付金でございます。長崎県林業公社への貸付金、平成29年度は18万8,000円となっております、総額で1,600万円となっております。

引き続きまして長与町一般会計に係る主要な施策の成果に関する報告書でございます。産業振興課所管分は、38ページから44ページに記載をさせていただいておりますので後程御参照いただきますようお願いいたします。以上が平成29年度産業振興課所管分でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入っていきたいと思っております。質疑は歳入面から一括をして質疑をしていきたいと思っております。質疑ありませんか。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

31ページの辺りに有害鳥獣対策の各種補助金があるわけなんですけれども、例年イノシシとか、その他アナグマですね、この辺りの被害というのがずっと続いているんです。

けれども、県辺りからの補助というのはもう変わらないものなのか、被害の状況に応じて増額というのはなされないのか、この辺りの状況はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

林田主任。

○主任（林田和真君）

お答えをいたします。まず長崎県鳥獣被害防止総合対策事業補助金については、県が1頭当たり2,500円、町が1頭当たり2,500円、合計5,000円の補助をしているところであります。この補助については毎年同じ5,000円の金額で補助しているところでありますけれども、県の方も予算の方がちょっと苦しいということで、なかなか増額という措置までできないということで話を伺っております。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ふれあい農園の件でお伺いをいたします。今266区画で私メモっとつとですけども、これは別にして、意外と今、退職者が多くなっている中で、この区画で足りているのか、そして、また新たに増やす計画はあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

お答えをいたします。今の貸出率が約90%から91%ぐらいになってます。使っているのは266区画でございますが、全体では293ございます。そういう形で100%いってないものですから新たな場所というのは、それから最近は動向としまして、待機者も余りいらっしゃらなくてスムーズに交代がいったるような状況でございますので、今後広げようとかというのは考えておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

それでは歳出に入っていきたいと思います。53ページからです。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

53ページ、イルミネーション取付委託料、中央商店街に取り付けているということでしたけども、これは付けっぱなしということでしょうか、ずっと。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

昨年度は12月中ということで期間を限定して付けております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）



期間限定でしていますという答弁でしたよね。

それ以外にまだ答弁あるんですか。

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

申し訳ありません。撤去の方を行っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

55ページのシーサイドマルシェ補助金ということで、実績として5,000人ほどの来場者があったということですが、ちょっと私の記憶が不確かなんですが、以前はもう少し来場者多かったんじゃないかと思うんですが、もし減少していれば、その辺りの要因等は分析されているのかと、今後の活性化のためにも、もう少し増やすような何らかの方策というのは検討されていないのか、ここをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

昨年の第4回の方が7,000人、今年第5回が5,000人ということで来客者数は減少というふうになっていますが、今回、お天気の方がお昼からちょっと曇ったということもありまして、お昼から入場者数が減っております。あと、こちらの方の対策といたしまして第6回の実行委員会を今1回目を済ませさせていただいておりますが、その中でまた新しいものを何か入れようということで検討いただいているところになります。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

歳入でいいとおっしゃったので71ページ、ふるさと納税関係でちょっとお聞きします。委員会前に皆さんもお話をされておりましたけれども、長与町内において100品目のうち22品目が消費税分で30%を超えていたという報道がなされましたけれども、29年度においては多分30%でお願いする程度のものであったかと思うんですね、国からの通達というのは。今現在30%を超えてる地区というのは、時津町なんかは50近くになってるというところで、それを考えると納税をしていただく方からしたら少しでも多くという考え方はあるんでしょうけれども、この30%に対する町の考え方、今後11月までに修正するとかいうことになっておりますけれども、ふるさと納税の額を増やすという意味でのところも含めての見解をお願いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋課長。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

返礼品の割合は確かに高く設定するとやはり寄附が集まるということで魅力あると思います。しかし、そこにはまた経費が掛かってまいります。今現在、うちの方が55%ほどの経費が掛かっております。これをまた5割にすると、また経費が上がっていくというところで、実際そこに残るお金と言いますか、比例と言いますか、そういう形で反比例と言いますか、どうなんですかね、表現がどうかと思うんですけど、下がっていきますので、やはり過度な競争を元々全国の市町村に競わせるというのがどうなのかということも考えられると思うんですけども、私は総務省通知の3割が妥当ではないかなというふうに思っているところです。

○委員長（岩永政則委員）

課長。最後まではっきり言うてください。ごじょごじょ言っても分かりません。

中嶋課長。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

今後は3割以内になるように修正をしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に。結構ボリュームが歳出はありますので、いいですか。121ページから以降、農業費が入ってきます。農業総務費、農業振興費、124、125、127。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

127の農業振興費なんですけども、上の段の2番目水質検査手数料とありますけども、どこの水質検査をしたのか教えていただきたいと思えます。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

場所は浄化センターの処理水をさせていただきました。町の方でやってるんですけども、公的な機関で食品衛生検査センターという所をお願いしてやりました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

町の方もやってるということで、どうしてダブルでやられてるのか、そこら辺ちょっと教えていただけないでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

この水を利用して農地に冠水をしています。それが農作物に実際影響があるのかどう

か正確に把握する必要もございまして、それから今年みたいに、今年も7月7日以降8月末まで干ばつ気味でした。そういうことで実際そういう緊急の場合がきたときに、農作物に安全に使えるのかというような状況を調べさせていただいたところです。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

127ページの委託料で有害鳥獣捕獲業務ですけども、これに対しては農林水産課の人も一生懸命取り組んでもらってるのも重々分かっております。この猟友会が年々、高齢者で減ってると思ってるんですけども、今何人ぐらいおられるのかですね、そしてまた、多分少なかと思うんですけども、やっぱり近隣の猟友会と連携をして、そういった対策をとられているのか、その2点をお聞きしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

林田主任。

○主任（林田和真君）

お答えをいたします。平成29年度は猟友会が10名、ちなみに30年度は15名になっております。長与町の方も単独で狩猟免許の助成事業というのを行っております。狩猟免許の申請手数料とか、狩猟免許の試験を受けるための事前の講習会が猟友会の方で行っていただいております。その受講料についても2分の1以内で補助をさせていただいております。その結果もあって30年度については、少なからず増えたと思っております。あと近隣の市町の猟友会と連携して捕獲に努めることができないかということについては、今、猟友会の人とちょっといろいろアライグマとか、そういった被害も出てますので、今後、検討をさせていただければなという形で考えております。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

いろいろな対策で猟友会が増えてきたというか、大変嬉しいことでもっと増えていただければと思っております。それと今、アライグマという名前が出てきました。まだ長与の方には入ってないとは聞きましたけど、やはりこの辺の近隣までは入ってきている可能性はあるのでしょうか。ちょっとお伺いをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

林田主任。

○主任（林田和真君）

お答えをいたします。平成29年度に時津町の方で2頭ほどアライグマの方が捕獲をされております。平成29年度だったと思うんですけども、長与町齊藤の住宅地の屋根裏にアライグマらしき動物がいるということで、清掃業者の方が立ち入って捕獲して処理をしたという事例があります。役場もそれに関して実際アライグマかどうかというこ

とが確認できてはいいんですけど、清掃業者の方がアライグマと言われていたので、長与町にもアライグマが入っているものとして認識をしております。その上でアライグマの生態とか、アライグマが出た場合はどういう対応をすべきかということをして30年度4月に農協の実行組合長の会議を通じて、アライグマの生態とか、そういったアライグマの対応の方法についての文書を配布しているところです。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

122、123ページで、5款1項19節高年齢者就業機会確保事業費補助金。昨年度と登録者数は若干減っていると思うんですけども、金額は29年度の方が28年度に比べて少し上がっている。これ算定基準というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

この運営補助金は国の補助金もございまして、ちょっと詳しくなると難しいんですが、限度額というのが決められておまして、その数値が毎年微妙に変わるんですね。国からの設定された数字なんですけれども、それが基礎数値になって計算をしていくという過程を経るものですから、そこで若干毎年変動が少しずつ、何万円かずつちょっと変わるといような形になってます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

127ページの負担金、補助及び交付金の1番最後の青年就農給付金（経営開始型）、歳入の方の御説明では、お1人の方が新規就農ということでやられてるということですが、以前お伺いした中では、なかなか新規就農を増やすというのもいろんな条件、斜面地であるとかでなかなか厳しいというような話もあったんですが、近隣と連携してそういうIターンとか、地方創生とか、移住促進とかでいろんな手を打ってこられてると思うんですが、そういう青年の新規就農という対策で何か課題、こういったものが課題で、それを共有して改善しようというような動きというのは見られないものか、ここをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

広域的な取組としましては、長崎中枢都市圏1市2町でございますけれども、長崎市

がやられてます農業の支援するようなセンターがあるんですけど、そこで農業の指導をされて、長与町も出向いて行って研修をされていていいですよという、そういう連携もとっておりますけれども、なかなか長崎まで行ってというようなことで、実績として上がってない状況でございます。もう1つ農業支援センターにいろいろとあった件数でいきますと、26年度からの話になりますけど、新規就農に繋がったものというのが4名の方がいらっしゃったり、今、出ます青年就農給付金をいただくようになった方が1名ということで、5名ほどの方が実績として新規に農業をやられておりますけど、やはり農業をするというのでは長与町では3,000平米の農地が必要になってまいります。それから就農計画というのがございまして、軽トラックを持っとかんばいかんとか、駆除の機械、動噴と言いますけど、そういうやつを持っとかんといかんとか、草刈り機を持っとかんといかんというのはございます。それから、それを作ってすぐに販売ができて生育期間もございまして、とにかく経費の方に最初掛かって、収入の方が上がらないというようなことがもう第1の原因でございまして、その初期投資も掛かりますし、そういうところでなかなか新規の就農に繋がっていないところがございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この150万がそういう初期投資の分ということで、自治体として応援する分になるかと思うんですが、やはりこれを使ってでもなかなか初期投資の分というのは賄えないものなのか、この辺りの状況はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

年間150万ということですのでしていただいています。これはいろいろと農業に関する諸経費について補助をしておるんですけども、実際のところはこれではやはり立ってないのが現状だというふうに認識をしております。それからこの助成金は、先々仮に収入が50万、仮の話ですけど50万あったらもう50万減らしますよというような、ちょっと単純になってまして、収入があるとその分減らしますよというようなことで、今は単純に話しましたがそんな形になってまして、収入があっても150万ずっとやるよというような、そんなことであればまだ助かると思うんですけど、そうになってないというような現状もございまして、なかなか難しい面がございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

128、129、4目の畜産のところちょっとお尋ねしますが、9節、11節、1

9節ということで、畜産振興に係る基本的な畜産農家に対する事業補助とか、こういったことも全く無いわけですよ。いわゆるブロイラーとか、乳牛もあるのかな、わずかな農家ですから畜産振興にはというところもあるかもしれませんが、そういう畜産農家に対してヒアリングをしたりして、規模拡大とは言えんでしょうけども事業の経営のために何か困るとることはないかとか、産業振興課として農家対応をする考えはないのか、お伺いをいたします。したことはないのか、あるいは今後する考えはないのか。

○委員長（岩永政則委員）

林田主任。

○主任（林田和真君）

畜産経営に関わることについて、今まで役場が経営に対して指導をしたということはないんですけども、毎年、県の方から畜産経営のコンサルティングということで、長与町でもそういった畜産農家がないかということで要望が掛かっております。長与町の方には肥育牛が1件と肉用鶏ブロイラーが2件、大規模が2件で、採卵系が500羽程度が1件、が長与町のほとんど畜産農家と言われる農家になるんですけども、その方達に一応要望は取っておりますけども、今のところ畜産経営に関する指導を受けたいという申し出がありませんので、今の現状としてはそういった指導は行っておりません。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

分かりました。県の方からもそういうことがあって調査をしたということは理解をしました。そして次に、その上の農産物加工施設整備事業元利償還補助金、これについてはもう言いませんけれども、加工施設の中核となるオリーブの生産者間でちょっと不協和音が出るとという噂を聞いておるんですが、せっかくあれだけの機械を入れて整備をして振興を図っていこうという矢先にちょっと残念だなと思うんですが、そこら辺について何か情報は入ってるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

オリーブ振興協議会というのがございますけれども、その会員の方で、もう私はちょっと抜けますよとか、そういうふうな話をいただいております、いやいやまだ一緒にやろうよというようなところで、ちょっとごたごたがあつてみたいで、今はちょっと落ち着いてはいるんですけども、そういうことで今年は昨年より500キロぐらい多いかなと思ってるんですけど、実も大分なっておりますので、また収穫の時期を迎えておりますので、協議会的には一致団結してというところがございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

オリーブの件で、生産者は一生懸命されておられると思いますけども、その結果がどうであれ、やはり所管をしております農林水産課自体もやっぱオリーブのことを少しは勉強はしてもらってると思いますけども、例えば私達も1回所管で小豆島に行かしていただきましたけども、そういった研修も必要じゃないかなと思うんですけども、そういった計画等はないのかですね。私は行って研修をするべきじゃないかなと思っておりま

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

今おっしゃっていただきましたとおり30年度の予算で、そちらの方に行っていくよということで予算をつけていただいておりますので、10月の実がなってる時に、まだ日にちは決めてないんですけど視察をさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは1時15分まで休憩をいたします。

（休憩 11時56分～13時13分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

産業振興課の審査を引き続き行いたいと思いますが、早速質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

133ページの商工振興費のところでは少しお聞きをしたいというふうに思います。本会議でもありましたけれども、この300万は運営補助というか、従業員の方の報酬とか賄われるということで、これがまず1つ。それと地域の核店舗創造、この補助金が5年ぐらいになるんじゃないかというふうに思うんですけども、それからまちゼミ。この3つ、各300万、75万、10万というふうに出しておりますけれども、この商工会に対する補助金によって成果というか、補助金に値する活動をちゃんとしているかというところの評価というのは、課としてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

その300万については商工会の運営補助金になっておりますので、ちょっとそこは成果というか健全な運営を商工会がやっていただいているということで、時津町と長与町合わせまして600万、どちらも300万ずつなんですけど、足して運営補助金という形にしております。地域の核店舗創造事業補助金、これは時津町と長与町2店舗ずつ、

毎年専門家講師を派遣して、地域の核となる店舗を育成するという目標でやっております。商工会の会議の中で報告会をやっております。29年度はつかさ饅頭とセイコー堂だったんですけども、そういう所で自分がためになったこととか、そういうことの発表をしていただいて、やはりお客様の来店増に繋がったとか、経費節減のきっかけになったとかというような御報告をいただいておりますので、私どもとすれば一定の成果は各個店になりますけど、繋がっていったらいいんじゃないかと。そういう店舗を増やしていくことで点と点になってまいりますけど、魅力ある店舗が繋がって、また商店街の振興が図られれば良いかなということで思っております。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

今、理事の方から点と点を繋げていって活性化に繋がるというふうに考えていくとおっしゃっておられますけれども、今まで10店舗近くの店舗がこの事業に参加して、実際にそれが継続して商工の活性化に繋がっているかという点が1番重要なかなと思うんですけども、それがきちんと結果として見出せない状況であれば、ここは話し合うところじゃないのかなと。結局75万が長与町で言えば2店舗ですから37万5,000円ずつを支出してるということになるんですけども、その2店舗にそれだけを支出することで全体の活性化に繋がっていくかというところの評価が大切かなというふうに思うんですけども、今後繋げる意味でもお考えをお聞きできればと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

中嶋理事。

**○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）**

確かに、もう自分の番が過ぎたらやはりちょっと熱気が冷めるというか、そういう部分は確かに私どもも拝見してて、そういう面は否めないところかなと思っております。しかし、専門家の方がその店の中に入って行って何かの指導をされる。そこはやっぱり1つの財産にはなっていくんだろうなということで思っております。そこを商工会と、今後まだ問題というか成果が見えないようであれば、何か再考をしながら、工夫しながら、この75万、時津町も75万、合計150万というお金を有効に活用できるように。両町と商工会含めまして検討会を年に2回ぐらいやっておりますので、議題として上げさせていただいて努めていきたいと思っております。そういうことで30年度の話になります。今、地域の核店舗創造事業補助金は今年はゼロになっています。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

同じところで1番下、創業塾開催事業補助金ということで40万の出がありますけれども、こちらの効果と言いますか、内容と合わせてお聞きできればと思います。



○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

お答えします。今まで創業者に対して資金等の手当てはあったんですけど、いろいろなノウハウと言いますか、必要な手続き、資金調達方法とか、そういう形で昨年度は3回実施をしていただきました。そして16名の参加がございまして、実際最終的に起業をされた方は時津町で3名、長与町で1名ということになってます。何を長与町でされたかと言いますと、ネット販売をされて起業されてらっしゃいます。状況的にはそんな形でまだまだ少ないんですけど、これを継続して新たな産業と雇用の振興というか、そういう形を図っていきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

私も商工会問題についてお尋ねしたいと思います。私は従来から商工会のこの300万の組織支援事業補助金、当初は商工会組織運営補助金だったんですね。やっぱり補助金は事業を何かすることに対して補助金を出すべきであって、組織の運営をするために補助をするというのはおかしいんじゃないかということではおっしゃっていました。今度は組織支援事業という名称に変わっている。これは同僚議員も言ったように、何か事業をするための補助じゃなくて組織を運営するための補助ですから、例えば理事の報酬にも回る、要するに商工会の会計の中にぶち込まれて、あとは組織運営のためにこれが使われるということですから、それが本当に補助としていいのか。やっぱりいろんな事業を組み立てて、そしてそれに対する補助ならするべきだと思うんですが、こういったものはおかしいと思いますし、それからその上に小規模事業所健康診断支援事業補助金、これも前からあったんですが、なぜ商工業者にだけ健康診断のための補助を出さんばいかなか、こういった問題があるわけです。27年度か28年度だったと思うんですが、商工会館の長与支所の事務所の改修か補修か何か工事のために90万補助を出したとか、商工会から申請があれば本当に何でもかんでもこれを認めているというような、そういう感じがしてんならんとですよ。今、課長の方からは、こういったものについて検討会を年2回程度やると、そういう話もあったと思うんですが、やはりこれはもう来年の当初予算の編成に向けて、12月ぐらいにはぴしっとしたものを出さんといかんでしようけども、やはりここら辺はもう少し商工会と腹を割って話すべきじゃないかなと。そういう気がするんですが、そういった意味で考え方を聞かせていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

確かに運営補助金が商工会の運営を司ると言うか、補助する立場でやっておりますの

で決算書等でしか出てこないんですけども、ある意味商工会も営利企業ではないというようなことで、やはり会員の活動に対していろいろと支援をされていると、見えないところでやっぱりいろんな必要経費も掛かるというようなことで、この運営補助金というのでも出てきておるんじゃないかなと思っております。それから健康診断にしても商工業者の健康を守るというのは、それがひいては医療費の節減に繋がるというような話もあるんだと思いますが、いずれも時津町と長与町とで補助をしてございますので、両町でもうちょっと話を詰めさせていただいて、今後の力を入れていくところ、それから改革をしていくところ、ちょっと精査をさせていただきたいと思っています。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

最後に言われたのは、時津町からも多分同一の額を補助をしておるといふことですから、時津町とも話をしていることだったろうと思いますが、間違いはないですか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

あるところでは時津町が多く負担をしてくれていることもございますので、そこら辺りは時津町と協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もこの商工振興費で、同僚委員おっしゃったように様々な支援の補助金を支出しているわけですけども、29年度の決算に当たって町としていろんな事業を補助した部分が、結果がどうだったのかといろいろお聞きをされてると思うんですけども、29年度長与町の商工業者の皆さんが非常に活性化したという状況なのか、例年と同じような状況だったのか、この辺りは何か振興という意味では掴んでらっしゃるかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

個々の店について売上が上がった下がったというような集計は取らせていただいておりますけども、今回いろいろ決算等を見させていただいたあと、商工会の長与支所の方と話をした結果、例年並みということもありますし、あとウルトラDなど、今言われた地域核店舗の補助金とかを使った店舗につきましては、実際、習ったところでメールを送ったりとか手書きのお手紙を送ったりとかして、個店として顧客を獲得するような努力はしていると伺っておりますので、補助をしている事業について、発展と言うか、

効果が上がっていると思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

個々の売上がちょっと拵めてないと、しかし全体としては効果はあっているということでしょうけれども、ちょうどこの年度、特徴的なのはイオンタウンが5月に開業したということではなかったかなと思うんです。やはり議会の中でも、いろんな議員が新規開業だとして、既存の商工業者とか商店街の売上に影響を与えるんじゃないかという、そういう懸念する声があったんですが、町としては相乗効果があるんだというふうな答弁だったと思うんですけれども、確かに商店街の中で新たにお好み焼き屋がつい最近開業したりという新たな動きはあるものの、余り私達がいろんな住民の皆さんと接した中で、非常に効果があってお客さんがどんどん来るようになったよというような話もほとんど聞かないんですね。そういう点で本当に相乗効果というのがあっているというふうに判断できるのかどうか、ちょっとこの辺りはいかがお考えでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

議員おっしゃいますように、目に見えた相乗効果というのはまだまだ発揮できていないと思っています。そういうことで、人の流れとかというもので対応していこうと思っただけなんですが、最初開業当時はそういうところで、ここにも中央商店街等対策事業というのがございますけれども、そういう中で話が出たときには、開業して3か月か4か月ぐらい経ってますけれども、その当時は、商店街自体は余り影響を受けていないというようなアンケート結果をいただいております。しかし1年経ちまして、それがどうなったのかという動きはまだ見えておりませんが、今度、商工会の方にも尋ねてみようと思ってるんですが、そういうことで調べてみたいと思いますけれども、その中で1つは相乗効果といいますか、健康ポイント制度を健康保険課の方でやっていただいております。そういうところでマップづくりを行いまして、それでイオンタウンまで歩いて行けるというようなマップも出来ておりますので、そういうのがまた、ちょっとした回遊性というのも生んでくるのかなという期待もしているところでございますので、今後の動向をもう少し見させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

関連になりますけれども、中央商店街の活性化等対策事業補助金10万というのがあります。中央商店街そのものが、今、寂れてしまっておる状況ですね。昔はプラムタウン商店街協同組合、そういうものがあって、いろんな協議をしながら商店街の発展のた

めというのがあったんですが、これはもう随分前に解散をしてしまった。今、商店街の活性化というときに、どこに持って行けばいいのかというのが基本的に分からない部分があるだろうと。そういった意味では行政側としては、商店街の振興のためにそういう商店街の協同組合みたいなものをまた再構築するような考えがないのか、こういったものを商店街の業者の皆さん達と協議する、そういうことが必要じゃないかなと思うんですけども、これについてはどういうふう考えられるか、聞かせてください。

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

昔あったプラムタウン商店街について、無くなったあとをとという御質問でありましたが、先程の中央商店街活性化対策事業の方で長与町地域経済活性化会議というのをさせていただいております。その中に中央商店街の店主の方に出いただき、委員を務めていただいております。なかなか大規模な中央商店街の商工会議みたいなものをつくるのは、トップに出いただき、引っ張っていただく方がいないので、今はできないというようなことを商工会の方からは回答いただいておりますが、このような委員制ではありますけど、組織をつくって会議をさせていただいて、今から中央商店街の発展について話し合っていこう、何か行っていこうというような対策はとれておりますので、今後また、より一層発展していくように話をさせていただければと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

ぜひ、そういったものを発展的に続けていって、繋げていってもらいたいと思います。先程、商工会の姿勢の問題のとき、ちょっと口頭で言いましたけれども、小規模事業所健康診断支援事業補助金、これがなぜ商工会の会員だけ、あるいはその従業員とか、健康診断を受けるのに補助金を出さんばいのか。これは今始まったことじゃありませんので、予算の審査の段階では聞かなければいけなかったと思うんですが。今日は決算ですからその部分でやりますけども、受診者が396人のうち、町内が104人ということでもあります。まず全体で対象者がどれくらいおって396人なのか、長与町内に対象者がどれくらいおって104人なのか、これが分かれば教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

中嶋理事。

○建設産業部理事兼産業振興課長（中嶋敏純君）

正確な対象者は把握しておりませんが、事業所が全体1,025ございまして、そのうち長与町が480事業所、差し引きますと時津町は545事業所ということになりますので、お1人でしたらそういう形になりますけど、2人、3人ということになりますと、またその数になるのかなというふうに思います。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

音声なし

○委員長（岩永政則委員）

川内参事。

○参事（川内佳代子君）

議員が言われたように再検討というのは必要かと思っております。ただ、長与町内にある企業の中には、小規模で、時間的、あと経済的にも従業員の方に健康診断を受けさせないという所もあるかと思えます。補助金につきましては全額が町の補助ということではなくて、事業主の方、個人の方の負担も含まれて健康診断を受けられてますので、地域の商店街で働く方が減らないというふうなものも鑑みながら、補助金の方の検討はさせていただければなと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

それでは、歳入歳出全体につきまして質疑を受けたいと思います。聞き漏らし等ありませんか。いいですか。それでは、これをもちまして質疑を終了したいと思います。

産業振興課、お疲れ様でした。

1時55分まで休憩をいたします。

（休憩13時42分～13時53分）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

住民環境課の審査に入っていきたいと思います。課長からの説明を求めます。

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

こんにちは。それでは住民環境課所管分について御説明をいたします。住民環境課所管の歳入総額は1億2,292万3,373円となっております。平成29年度長与町一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりまして御説明をいたします。それでは、事項別明細書の20ページ、21ページをお開き願います。11款1項2目2節清掃費負担金でございます。長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金で4名分を計上しております。続きまして24、25ページをお開き願います。12款2項1目総務手数料1節戸籍手数料から4節諸証明等手数料までが住民係分の証明書関係の収入となっております。次に2目1節清掃手数料でございます。ごみ収集手数料につきましては、自治会、店舗、公民館、役場窓口で販売を行っておりますごみ袋の販売代金でございまして販売枚数合計で291万2,280枚分でございます。し尿収集手数料につきましては、調定件数469件、調定額696万8,160円に対しまして、収納件数466件、収納額は6

95万2,770円となっております。収納率につきましては98.78%でございます。一般廃棄物処理業等許可手数料につきましては一般廃棄物の収集運搬の許可に係りますものでございます。2節滞納繰越分、し尿収集手数料滞納繰越分でございます。調定件数が44件、調定額85万7,979円に対しまして、収納件数15件、収納額16万9,560円でございます。収納率は19.76%でございます。3節犬登録手数料につきましては狂犬病予防注射済票の交付等につきまして1,602頭分の手数料でございます。次に26、27ページをお開き願います。13款2項1目1節総務管理費補助金は、個人番号カード交付事業費補助金310万9,000円、同じく個人番号カード交付事務費補助金43万円でございます。3目2節清掃費補助金は循環型社会形成推進補助金2件分でございます。次に28、29ページをお開き願います。13款3項1目総務費委託金でございます。2節戸籍住民基本台帳費委託金は、中長期在留者の住居地届出等の事務委託金としまして21万2,000円を計上しております。次に30ページ、31ページでございます。14款2項3目1節保健衛生費補助金で、浄化槽設置事業に係ります県の補助分で浄化槽設置費整備補助金でございます。次に2節清掃費補助金で、海岸漂着物の清掃事業に係ります長崎県海岸漂着物地域対策推進事業補助金でございます。21万円の補助でございます。続きまして32、33ページをお開き願います。14款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金において人口動態調査事務委託金、市町村権限移譲等交付金の旅券発給事務交付金となっております。続きまして34、35ページをお開き願います。14款3項3目1節保健衛生費委託金で、公害の発生元等の監視及び苦情処理等の事務で、苦情件数20件分等に関します市町村権限移譲交付金でございます。続きまして36、37ページをお開き願います。15款1項2目1節利子及び配当金のうち備考欄の下から2番目、収入印紙及び長崎県証紙購買基金運用収入としまして8円が住民環境課所管分でございます。続きまして42、43ページをお開き願います。19款5項1目1節雑入でございます。下から12番目、資源売払収入でございます。自治会の拠点回収及び公共施設より回収いたしました資源化物57万3,196キロ分の売払収入で764万1,713円でございます。次に収入印紙及び長崎県証紙売りさばき手数料でございます。60万5,365円の収入となっております。3つ下、「ながよ町の自然」売払収入としまして1冊分でございます。続きまして44、45ページをお開き願います。上から5行目、過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金は28年度の決算余剰金でございます。中段から下、使用済小型電子機器等引渡収入としまして5,250円でございます。2つ下の長与町オリジナルトイレットペーパーは水道局に販売した分でございます。以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございますが、住民環境課所管分としまして、人件費を含めまして歳出総額6億8,024万6,971円となっております。歳出の主なものにつきまして御説明いたします。74、75ページをお開き願います。2款3項1目の戸籍住民基本台帳費でございます。2節給料から4節共済費までが住民係職員9名分の人件費でござ

います。7節賃金は旅券事務の事務補助としまして2名分のパート賃金でございます。

13、14節は戸籍個人番号カードシステムの保守及び使用料でございます。続きまして76、77ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金は、長崎県戸籍住民基本台帳事務協議会の負担金、個人番号カード交付事業負担金でございます。

続きまして110、111ページをお開き願います。4款1項5目環境衛生費でございます。1節報酬につきましては、公害や環境全般につきまして審議を行います環境審議会委員報酬でございます。8節報償費でございますが、環境交通騒音調査時の謝礼でございます。例年実施しております環境騒音調査につきましては12か所、交通騒音調査につきまして2か所分の謝礼でございます。13節委託料でございます。水質調査委託料につきましては、大村湾と長与川の水質関係の調査をいたしております。海域が年に6回、7か所、長与川が年3回の18か所、遊泳場が年1回の3か所を行っております。コンポスト跡地調査等業務委託料としまして1,385万7,480円を支出しております。内容としましては、既存資料の整備及び計画立案、水質検査が2か所、環境対策工事設計施工監理業務を行っております。また草等の収集運搬及び処理業務を行っております。そのほか環境モニタリングを行っております。15節工事請負費でございますが、ガス抜き管17か所の増設工事、雨水排水管対策素掘り、暗渠排水管2か所の追加排水対策工事等でございます。112、113ページをお開き願います。19節負担金、補助及び交付金でございます。大村湾をきれいにする会負担金は大村湾岸の市及び町、賛助会員等で構成されております会でございます。その負担金でございます。それから長崎県浄化槽普及促進協議会会費及び負担金は、県内21市町が構成する協議会の会費及び負担金でございます。その下でございます。大村湾浮遊ごみ処理負担金、これは大村湾をきれいにする会が大村湾浮遊ごみ除去対策事業を行っておりますので、その分の負担金でございます。次に長崎市営火葬場維持管理負担金でございますが、これは長崎市に火葬をお願いしております、895万5,689円が町の負担金となっております。次の保健環境連合会補助金につきましては、例年のものがございます。西彼食品衛生協会指導員活動費負担金でございますが、これは地域の食品衛生の向上を図るため、西彼保健所と西彼食品衛生協会との共同によります食中毒防止等の食品検査や施設調査、啓発パレードなどの活動に係る負担金でございます。猫の不妊、去勢事業補助金につきましては12件となっております。続きまして6目狂犬病予防費でございますが、これにつきましては、狂犬病予防、犬の登録及び保護等に関する経常的な経費でございます。次に7目省エネルギー対策費についてでございますが、研修旅費、講習会の負担金については経常的な経費でございます。

続きまして2項清掃費1目清掃総務費でございます。2節給料、3節職員手当、4節共済費につきましては職員10名分のものでございます。8節報償費の資源ごみ回収報奨金につきましては、これは子ども会及び自治会への紙、金属、瓶等の回収報償金としてお支払いしている分でございます。114、115ページをお開き願います。環境サ

ポーターの謝金につきましては、各種イベント等での環境活動や、研修会やPR普及の活動として出ている分の謝礼でございます。12節役務費でございますが、不法投棄回収分の廃家電リサイクル料金でございます。13節委託料につきましては、町民一斉清掃、精霊流し、大村湾岸一斉清掃につきましては、例年どおり実施をしております。その関係分の委託料となっております。次にきれいなまちづくり事業委託料でございますが、これにつきましてはシルバー人材センターへ委託を行いまして、町内の道路、河川等のパトロール及び清掃、ごみステーションの修理、それから分別収集に関する業務、町指定ごみ袋の配布など、また犬猫の死体処理につきましても、違反ごみ等の回収と併せまして行っている分でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、有料道路通行料及び町民一斉清掃、大村湾岸一斉清掃時の自動車、船舶等の借上げ料でございます。続きまして2目ごみ処理費でございます。1節報酬から4節共済費につきましては塵芥収集員の3名分のものでございます。次に11節需用費でございますが、消耗品の主なものとしましてごみ袋の購入費でございます。これにつきましては合計で300万枚を購入いたしております。総額2,780万円の支出でございます。それから長与町オリジナルトイレットペーパーを187万9,200円支払っております。次に13節委託料でございます。まずごみ収集委託料でございますが、可燃ごみ収集運搬、瓶収集運搬、ごみ収集補助としましてシルバー人材センターの分と、可燃ごみ、不燃ごみ、ガラスびんの収集運搬の委託料でございます。次にごみ収集手数料徴収業務委託料でございますが、ごみ袋の販売につきましての委託料をございまして、店舗で44店舗、自治会が7自治会分となっております。次に15節工事請負費でございますが、斉藤作業場の壁の張替及びエアコン設置工事費でございます。116、117ページでございます。18節備品購入費でございますが、こちらはインパクトドライバーの方を購入させていただいております。19節負担金、補助及び交付金でございますが、生ごみ処理機器の設置事業補助金でございます。電動式6基、容器式12基となっております。次に資源分別収集助成金でございますが、これは拠点回収でのアルミ缶等の売却収入からシルバー人材センターの人件費を差し引いた金額を各自治会にお支払いした分でございます。次の長与・時津環境施設組合負担金につきましては、組合運営費（管理費等）でございますが、熱回収施設の関連工事設計費等の項目によりまして、負担金2億9,634万4,000円を支出しております。次に3目し尿処理費でございますが13節委託料でございます。し尿収集委託料につきましては、し尿に収集運搬の委託分でございます。浄化センター内のし尿投入施設に投入しまして、一部の処理を下水道課に委託しておる分でございます。し尿投入施設運転管理業務委託料につきましては、し尿投入施設の運転管理の委託分でございます。191、192ページをお開き願います。財産に関する調書のうち、下から2番目の収入印紙及び長崎県証紙購買基金の分が住民係の所管でございまして、こちらに計上させていただいております。

以上で住民環境課歳出分の説明を終わらせていただきます。



なお、長与町一般会計にかかる主要な施策の成果に関する報告書の24ページから29ページにわたって、住民環境課分を記載させております。併せて御参照いただければと思います。以上が歳入歳出決算に係ります住民環境課所管分の決算の状況でございます。審議の方、よろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入っていきたいと思っております。

最初に歳入全般につきましての質疑を受けたいと思っております。質疑ありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

金額的なことではないんですけれども、35ページ、市町村権限移譲等交付金、公害の件ですけれども苦情が20件あったということで説明がありましたが、どういうものがあったのか、お知らせいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

主なものでございますが、野焼き等に対して苦情を受けたものでございます。それ以外には、あとは悪臭とかいうのが数件っております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

25ページのし尿収集手数料に係る汲み取り世帯というのが何件、汲み取り世帯の数をちょっと教えて下さい。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

お答えいたします。一般家庭の分が185戸、特殊家庭、事業所におきましては法人という形になってまいります。291、公共が18でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この法人関係の291というのは、どういうものなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

事業の建設時とか、そういう時の仮設分でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。27ページ、29ページ、31ページ、33ページ、35ページ、いいですか。37ページ、43、45ですね。いいですか、歳入。

それでは次に歳出にまいりたいと思います。75ページから77ページ、1番上ですね。次は111ページかな、ありませんか。いいですか。歳出全般でも結構です。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

111ページのコンポスト跡地の対策委託料とか、対策工事でございますけども、ここは将来的に町の方で何かするように計画をもっておられるのかどうかですね。そして、もし何かやるのであれば、この土地利用がいつぐらいから使えるような見通しが立つのか、そこら辺分かりましたらちょっと答弁願います。

○委員長（岩永政則委員）

松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

土地利用につきましては、以前からお話に上がっていたと思うんですけども、コンポスト跡地の所のメタンガスの発生がしてるというのも前々から御案内のとおりでございます。そこで、土地利用については環境の方でどんなふうにしようとか、そういったところを考えるとございませんで、基本的に以前からお話をしてるとおり、ガスの濃度をまず下げようと、そこの中のガスを抜いて、2年間のモニタリングをして、それから土地の形状を扱っていいよ、例えばここに盛り土をしますとか、ここを切り下げますとか、こういったところを扱っていいですかというのを今度は県の方に申請を出さないといけないんです。その後の話なんです。だから今の現状としたら、あそのコンポストのまずガスを抜いて、その後、丁度椿林の組合施行の区画整理と丁度その中にあるんですけど、そこは都市計画とか、そちらの方でその後の検討になるかと思うんです。だから今の状態では、今のままでガスを抜いてしまっというところが、環境対策課の所管のところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じくコンポスト跡地のこの一連の部分についてですけども、これは私が議員になる前にコンポスト跡地だということ聞いてるんですが、私も基本的なことをよく存じ上げてないものですから伺いますが、基本的にここは何がどういったものが埋まっているものなんですか、お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

長谷課長補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

詳しくは存知あげませんが、当時長崎市がコンポストといいまして、生ごみの堆肥化を行っておりました。その分の収集袋だったり、それから長崎大水害のときの廃棄物等が埋められているということを知っています。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

生ごみも含めて様々な廃棄物だということですが、大体全体的にどのくらいの量が埋まってるかと推定されているのか、これ分かりますか。

○委員長（岩永政則委員）

長谷補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

これにつきましては長崎市の方にも確認をいたしましたが、当時の資料が残っていないということで、全体量としては把握できておりません。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。私もちょっとこういう生物学のことは詳しくないんですが、恐らく微生物が分解して、その中でメタンガス等が発生しているというふうに思うんですね。果たしてコンポスト、そこに煙突みたいなものを設けてメタンガスをずっと抜く作業というのがされて、そういった工事ということになるんですが、その全体量が分からない、大体いつぐらい抜けるかも分からない、かなり厳しいんじゃないかなと、正直ですね。今後2年間モニタリングをするということなんですけれども、例えば全体量が分かるとけばどのくらいの本数の煙突、メタンガスを抜く管を設けておけば、どのくらいの時期には抜けるというのが粗方検討つくのかもしれないんですが、醗酵といいますか、微生物の分解というのが何十年も続くんじゃないかと素人考えですけども、そういうことにならない、いつぐらいまでというのが目途が立つものかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

長谷補佐。

○課長補佐（長谷裕志君）

全体量につきましては幾らか分からないんですが、それを調べるために昨年度、表面波探査といいまして、埋立地の断層を調べまして、どの範囲に廃棄物が埋められているかというのを調べまして、全体的な範囲というのはある程度確定をしております。その中で、廃棄物層の部分に対してボーリングのガス抜き管を17か所設置をいたしまして、それでガス抜きを行っているという状況でございます。今年度からモニタリング調査を行っておりまして、ガスの状況を3か月に1回ずつ把握をしているところでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

先程、堤委員が言われたとおり、全体のボリュームというのはなかなか把握するのはできないんですよ。ただ、ここは数か所にわたってボーリング調査をしてますので、先程、長谷が申したとおり、この断面の何メートルから何メートルの所はそういったごみが埋まっているというのは分かります。それで、その敷地面積の中で当たればボリュームは出てくるんですけども、ガスの場合は、そのガスの濃度という形で今調査をしてます。濃度の濃さによってガスが抜けたとか、まだ溜まっているとか、そういったところがございます。それと1番大きいのが、長崎大水害の時にごみの捨て場所がなくて、あそこに家屋の瓦礫とか、木材とか、もう何でもかんでも入れてそこで燃やしてる状況が過去あったというのを聞いております。その残渣物が地中に埋まってそれが醗酵してメタンが発生してるという状況だろうというのが、当時その地質調査をした学者の見解です。今のコンポスト跡地の現状ですけれども大体中期程度になってます、終盤に掛かってます。要はもうメタンは発生しきっているんです。その中に溜まってる状態なんです。だから、今ここでメタンが発生してるわけではないんです。もう醗酵しきってしまって、もう終息域にあたってるとというのが学者の見解で、それを基にそのガスを抜こうという工事をやってるんです。だから自然にガスが抜けるような工事のやり方です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょうどコンポストの範囲が出ましたのでお聞きしたいんですけど、初めてこのコンポスト跡地のことを聞いた時に、それが当初高田中学校辺りまで掛かってたんじゃないかということで、高田中学校の下にもガスが発生してる所がある。だからそれをはっきり聞いて欲しいと住民から要望を言われたんですね。でも、まだまだそういう範囲が分かるあれではなかったのが、今回その調査をされたんですけども、高田中学校には何も影響は無いというか、その下はもうガスが抜けている状態ということで理解していいんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

今、委員が言われたとおり、高田中学校を建設する際にはあそこは調査をしてます。それで、今、心配になられているのがちょうどグラウンドの所ですね。この所もメタンガスが溜まってる場所であったんです。ところが高田中学校のグラウンドの所は、そのコンポスト跡地の跡に上から盛り土を被せてるんです。そしてその下の今ちょうど

問題になっている所、ここの表土の厚さが全然違うんです。グラウンドの所はたまたま薄かったんですね。だから自然にガスが抜けているんです。ただ、その下のコンポスト跡地と言われている所は、そこの更に2メートル程度土を盛ってますんで、そこの表面からガスが抜け切っていないんです。その分が土に溜まると、それと高田中学校のグラウンドのフェンスの周りに臭気管を立ててます。ここでガスが抜けるようにというところでこう出してますけども、ここのガスの濃度を測ったらほぼ大気と同じような状態で、高田中学校の所のグラウンドに関しては、グラウンドがあって、土手があって、道があって、そこの上の段は今のところ問題ない状況であるということに基に、高田中学校の建設をしてグラウンドも造ったという経緯がございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。113ページ、115ページ、117ページ。  
堤委員。

○委員（堤理志委員）

コンポストの件であと1点だけ、今の経緯をずっと聞きますと、そもそも長崎市が、長崎市のごみとか長崎市の水害のものですよね。過去のいろんな話し合いの下になると思うんですが、長崎市が一部もう少し負担して然るべきかなという気もするんですが、そういうことはないのかどうか、この辺りいかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

長崎市が入ってるということではなくて、コンポストですので、昔は農業のためにコンポストをして、それを肥料の代わりに使おうというところで、長与町が場所を提供したという経緯がまずそもそもの始まりです。それともう1つは、長崎大水害のときは長与町内の災害ごみが入ってるという聞いておりますので、長崎市からどんどん持ってきているという状況はちょっと聞いておりません。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、歳入でお聞きしました、し尿処理に関する部分ですが、実際700万ぐらいの歳入があって、し尿処理費歳出を見ますと約4,800万ぐらい掛かっておるということで、常時汲み取りの世帯というのは185世帯しかない、あとは仮設とか、公共であるということですが、ここは私以前にもちょっと質問したことがあるんですが、もうちょっと汲み取り費というか、処理費ですか、汲み取り費というのを各世帯に負担をもうちょっと多くいただけないのかなと、結局はこういう少ない世帯の方達のために相当な負担を町がしとるわけですね。だから普通は、例えば下水道とか浄化槽とか処理の方法はあるかと思うんですが、少なくともそこの方達が浄化槽で負担をしてるとか、

下水道で負担をしてるとか、そこに掛かる費用以下ぐらいだったら私は請求できるんじゃないかなと思ったりもしておりますし、仮設の分についてもちょっと料金を高く設定するとか、なんかこう努力をしていただけないかなと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

議員のおっしゃるとおり過去にもいろいろ質問いただいているようでございます。確かに業者の委託料につきましては、現在2台のバキューム車が必要でございまして、それに掛かる人件費に係りましては、交渉する分は交渉してまいりましたが、現在の費用が掛かるのではないかというふうに算出しております。そうすると収入につきましては、当然でございますが今現在185件の対象者がおるという形で、当然、事業所関係はまた別途増えてまいりますけども、そういうことで費用対効果的なものとしましては、若干、マイナス的な業務でございます。これにつきましては、当然、ほかの手数料等の関係もございまして、そこについては、やはり今言われたような委託料、もしくは今後の回収見込等を検討させていただきながら、調査してまいる必要はあるかというふうに考えております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

下水道に接続ができるか、もしくはできない所の人については浄化槽で処理ができるか、いずれかだと思うんですね。それをやらないわけですよね、この方達は。いろんな事情はあると思います。だからやらないというのは個人の都合なんでしょうけども、その理由によって町が極端な話4,000万ぐらい持ち出しで運営がされてるという。ここがやらないわけですから、やっていただければ当然それぐらいの負担は掛かるわけですよね。浄化槽にしてでも下水道にしてでもですね。少なくともそこら辺の費用、汲取り料のその費用ぐらいは請求ができないのかなと。それは本人達は相当嫌がられるとは思いますが、できないのかなと思うんですが。

○委員長（岩永政則委員）

松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

今、浦川委員が言われたとおりでございます。下水道の処理区域の中にある汲み取り世帯というのは、今言われるとおりの負担をしていただきたいと思います。ただ処理区域外に当たっては浄化槽か汲み取りなんですね。どうしても浄化槽まで設置する予算的に余裕がないとか、そういった方達もおられます。処理区域の中は浄化槽設置はできないので、当然、下水道に接続していただくと。そういった方達については、今下水道課の方で無利子とか、そういったところで改良していただきという話を多分されてる

と思います。うちの方も処理区域の中に当たっては費用は分ける、段階的に費用を検討もいいかなと思いますけれども、この場において、こうしますってのはなかなか難しいですけれども、当然、処理区域は二重投資になってるんですね。下水道を整備し、しかも尿の汲み取り行っていると。だからそういった所はある程度税の公平性からいくと、そこは段階的な料金の設定もあるかなとは思いますが、今後そのところについては、ちょっと検討させていただきたいと思います。ただし、これができるかどうかは分かんないですけどもね。そういったところの公平性という観点からいけば考えてもいいのかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私もいろいろ考えるんですけど、仮に全額町負担で例えば浄化槽とか整備をして料金は下水道料金並みいただきますよという、そこで運営をしていった場合に、毎年4,000万とか何年かで取り返しせんかなとかいう、そういう試算もちょっとするものだから、よくよく考えて、なるべく住民が納得するようなことでやっていただきたいと思います。これは答弁要りませんのでお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

116、117ページの19節負担金、補助及び交付金の中の資源分別収集助成金なんですけれども、実績の表をいただいているんですけども、28年度と比べると100万円程度下がっていると思うんですけども、これは収支は、いろんな種類がありますので一概には言えないかと思うんですけども、拠点回収とか、常設の所の収集される数が減っているのか、それともやはり情勢によって売払いの金額が低くなったからというようなことなんでしょうか。そこを教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

お答えいたします。実際、確かに金額的には100万程度減額になっておりますが、ごみの収集量につきましては、昨年度と比較しまして、ほぼ変わっておりません。ただ売払額の単価が上がったものもあれば、下がったものがありまして、その関係上トータルでこれだけ下がったということがございます。売払額につきましても、それぞれの項目で確かに昨年度上がった部分もあれば、下がった分の比率が大きかったということであろう形になったというふうに分けております。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

115ページの環境倉庫建築工事費、これは29年度ですから役場の分なのかなとか思うんですが、まず、ここがどこなのかと、この時点でもいいですけど何箇所あるかというのと、それと今後、増やしていく可能性、自治会にお願いをしてた部分があったかと思うんですけど、そこはどういうふうになってるかというのを教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

常設につきましては現在6か所でございます。これにつきましては変更は今のところまだ考えておりません。29年度は役場横の倉庫でございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

111ページの環境衛生費の報償費で、環境交通騒音調査謝礼とありますけども、騒音環境を測定されてますけども、数値的にはどういった数値になってるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

騒音結果につきましては、特に異常があつて部分についてはございません。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

数値的に出てくる部分もあるかなというふうに思いますけども、それが基準内であつて、年々それが増加してるのか、下がってきてるのか、変わらないのか、そこら辺分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

数値的な変化というのは、ほぼ無い状態でございます。この調査につきましては14か所調査をしておるんですが、夜間であつたりとか、時間帯の関係がございまして、特に先程言いました基準値よりも超えておりませんし、これが大型のトラックとか工事車両が通つたりとかそういうことがあれば、交通的な騒音的なもので変化もありますが、通常の今までの調査につきましては特に変化はございません。



○委員長（岩永政則委員）

他に。

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

112、113ページ上段の長崎市営火葬場維持管理負担金のところでお聞きしたいんですけども、この負担金の算出というのは件数に基づいてされているのでしょうか。28年度と比べると増加をしているようなんですけども、まずそこをお聞きしたい。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

お答えいたします。歳出の基礎につきましては、29年度におきましては、まず平成27年度の出金基礎額という形で火葬場の決算額等の実績、それを長与町民がどれだけ使ったかという計算がありまして基礎額が出ます。その27年度の基礎額が1,098万3,689円でございます。そこから実際町民が27年度に支払いました使用料。こちら計算方法が年齢とかいろいろ条件がございますが、それで計算をいたしまして、その金額が202万8,000円でございます。これを差し引いた状態で29年度の出金基礎額という形になっております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

算定方法については分かりました。長与町にはもちろん火葬場が無いので、長崎市の方に委託してるという形になるんですけども、これは一般的に聞こえてきた話で、結構長崎市の方をお願いをするわけですから、長崎市が集中するわけですよね。だからといって火葬場を建設するとか、そういったことは簡単にできないわけなんですけれども、そういうお願いするといいますか、そういう中でいろんな問題とか協議するようなことはないのでしょうか。困ってきているとか、件数が増えてきているから今後どうしたらいいんだろうとか、そういった話というのは出てきてないのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

松邨理事。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

今御心配のとおり、以前はもみじ谷というのは、長与町とか時津とか三和とか9町と長崎市がお金を出し合っただけでそこに場所をつくった。当然、長与町もその建設当時応分の負担をしております。その中で組合みたいなものを作って運営をしていたんです。ところが町村合併があって、三和が入り、琴海が入りとか、こういったときにさでどうしようかと。当然、今言われたとおりその焼却炉がもう改修しなくちゃいけないと。それが多分8年ほどぐらい前にもみじ谷の炉の改修をしてるんです。その時は町村合併

をしていますので、長崎市は町村合併の国費を国からいただいて、その改修をしたと。その時に会議があったんです。今後、団塊の世代の方達が年をとって行って亡くなった時に、多分炉が足りなくなるんだらうと、そういう予測も確かにあっています。ただし、先程心配されるとおり、あちこちに造れるわけじゃないんです。だから、今、改修をしながら炉の煉瓦とか、中に入る台車とかを修理しながらとかいうのも、今、長崎市の方も行っておられます。数年前には、あそこの待合室も改修を掛けてます。そういったお金も全て関係市町の中で分担をしていっています。今のところは、長崎市が考えるには幾つか候補地があるみたいです。ただしなかなか造るのが難しいので、今のところももみじ谷の方で延命しながらというのが長崎市の見解ではないかなというところを聞いております。だから問題点というのは確かにあるんですよ。もう数が足りない。老朽化してきてる。改修はするんですけども、もう老朽化にはやっぱり勝てないんですね。だからそういったところを改修しながら、延命しながらというところを考えてるというのが、今の長崎市の見解でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

113ページの環境衛生費の負担金、補助及び交付金、1番下の猫の不妊去勢事業補助金の部分で12件ということで御説明をいただいたんですが、この12件というのは12頭分のことなのかというのが1つと、この数年でこの不妊去勢の件数自体は増加しているのか減少してるのかをお伺いしたいと思います

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

お答えいたします。12件というのは補助金でございますから12頭分の補助でございます。この件数につきましては、平成28年度が25件、平成27年度が9件でございます。年度によって確かに増えた年も減った年もあるんですが、12件、29年度発生しておりますが、傾向という形で不妊去勢事業の件数が増えたり減ったりというより、実際にこの猫についての持ち込み件数といいますか、我々がそういう処分の対象とする猫の件数自体は減ってまいっております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

不妊去勢のそもそもの狙いが、猫の殺処分を減少させるというところが狙いだと思うんですが、そこでこの殺処分、長崎市の方に依頼するんですかね。この件数というのは状況的にはこの間どんな状況でしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

現実に殺処分された件数という形で我々が捉えることはできませんが、今言われましたように、保健所の方にこちらの長与町の方からお願いしたのが、平成29年は70頭でございます。28年度は72、27年が139でございます。ということを考えますと、この去勢事業等が功を奏して今現在に至ってるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

一定の効果があってるということで理解しますが、ちょっと地元の事例を現実なので例に出しますけれども、元々地域猫活動というのを私が住んでる自治会が取組をして現在に至ってるんですが、同じ自治会の中で、一方で猫を多頭飼いしてた所が、今もうその家が空き家になって、その猫が散らばりまして、地域猫じゃない野良猫が点在するようになって、今度そこに徘徊して歩くある方がずっとえさを渡してるという状況で、またその猫が近所で子猫を産むというようなことで、同じ地域の中で一生懸命、猫の殺処分を減らすということで取り組みながら、一方で猫が増えてるという状況があるんですよね。ですからこれは役場がなかなか有効な手立てというのは難しいかもしれませんが、こういう事例もあるので、やはりむやみに増やさないとか、自分達の環境を守るといふようなことを住民の皆さんでも啓発を進めていくしかないのかなと。私も同じ地域にいながら何か良い手はないかなと考えてるんですが、その辺りの有効な手の打ち方ですね。なかなか難しいとは思いますが、そういった事例というのは私の住んでるところだけじゃなくて全町的に幾つかあるんじゃないかと思うんですが、その辺り何か見解等あればお聞かせいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

おっしゃるとおり今、地域猫で頑張っていたところ、そこにまた多頭飼いをしていた家庭が崩壊して、猫が一般でいう野良猫という形になってる。これにつきまして我々自治体としましては、当然、広報活動等で先程言われました事業の推進、もしくは餌をあげない、そういう形の広報活動も毎年やっております。これを進めていく以外にはないのかなというふうに考えております。全町的な動きとしましては、今おっしゃったようにそういう多頭飼いの家庭が崩壊したときには、一時的にそういう猫の問題が発生しますが、今現在、全町的にはとにかく餌をあげないという形をとってくださ

いと、そういう形によってその猫がそこに集まることもなくなりますし、そこで糞等の問題も発生しないということになるという形で、我々はもう啓発活動を中心にやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。他に質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで住民環境課を終了いたします。お疲れ様でした。

3時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時58分～15時11分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き、委員会を再開をいたします。ただいまからこども政策課保育所につきまして、審査に入っていきたいと思います。最初に説明を求めます。

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

よろしく申し上げます。こども政策課高田保育所分について説明いたします。まず歳入についてです。決算書の20、21ページをお開きください。11款1項1目1節児童福祉負担金の2行目、スポーツ振興センター共済保護者負担金が高田保育所所管となります。次に12款1項2目2節保育料が5項目とも高田保育所所管になります。1段目の児童福祉使用料の収納率は99.7%で収入未済額は6万5,100円、1世帯が滞納となっております。2段目の施設型給付費広域入所分は、町外の子どもを高田保育所へ受け入れた分の保育料で1か月2人分です。3段目の延長保育料は保育短時間入所児童が延長した場合の延長料金で8人の方の御利用がありました。4段目の一時預かり料は未就園児を一時的にお預かりするもので、延べ利用人数は398人となっております。平成29年度は受け入れ体制を整え、28年度の250人と比べ、受け入れの拡充を行うことができました。5段目の滞納繰越分は収納32.1%で、収納未済額は10万5,400円、2世帯が滞納となっております。次に26、27ページをお開きください。13款2項2目2節児童福祉費補助金の2段目子ども子育て支援交付金のうち311万6,000円が高田保育所分です。次に30、31ページをお開きください。14款2項2目2節児童福祉費補助金の4段目、子ども子育て支援交付金のうち11万6,000円が高田保育所分です。次に44、45ページをお開きください。19款5項1目1節の6段目臨地実習受入謝金のうち3万6,000円が高田保育所分です。

次に歳出についてです。96、97ページをお開きください。3款2項3目高田保育所費ですが、高田保育所並びに子育て支援センターおひさまひろばにおける運営費です。入所児童の保育のほか一時預かりや延長保育、障害児保育、子育て支援センターなど事業は多岐に渡っております。特に一時預かりや子育て支援センターについては、共働き世帯ではない御家庭の未就園児の子育て支援を担っております。昨年度と大きく変わっているところを御説明いたします。1節報酬の2段目、保育専門員報酬は6名分の予

算を確保しておりましたが、雇用5名に留まり1名分の予算が残りしました。11節印刷製本費は、平成29年度より子育てガイドブック大きくなーれの印刷費をスポンサー契約とし、無償で作成を行い32万4,000円削減できました。11節需用費の7段目、電気使用料は基本料金が平成29年2月より2万6,000円ほど上がり契約の見直しを行いました約25万ほど予算を超過しております。ほかは例年並みです。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

21ページ、児童福祉使用料の一時預かり料なんですけど、29年度は398人ということで昨年の250人からすると大幅に増加した。保育士の確保がなかなかできない上に、業務も多岐にわたるところで、ある程度、子育て支援をするのも大切なことだと思いますけれども、保育士への負担等を考えて業務の縮小ということはなかなかできないんでしょうけど、人あつての仕事だと思うので、ちょっとどうなのかなと思ったりもするんですよ。ここで人がきちんと確保できたらいいけど、それがなかなか厳しいということは、業務的なものも時間的なものだったりとかで調整をしながら、負担が出ないようにすべきだと思うんですけど、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**○委員長（岩永政則委員）**

村田課長。

**○こども政策課長（村田ゆかり君）**

保育所の入所が今大変多くなっておりますので、入所の部分は前年並みの92名というところで同じ人数の受け入れをした上で、一時預かりというのがパートでも対応が可能というところで、一時預かりも非常に利用の希望が多くて、他の園で一定利用ができてないという現状もありましたので、どこかでやはり預かる場所がないと、家庭の方で子育てをされてるお母様達を救うためには、やはり公立である高田保育所がということで、パートをちょっと増員をさせていただきまして、一時預かりの分は対応させていただいたような状況でございます。他の園は入所の補助金がいただけるので、入所の方で頑張らせていただくと。高田保育所は入所の補助金がもらえない分、この一時預かりについては、国、県から補助金をいただけるというのもありますので、一時預かりの分は公立として高田保育所の方で担っていただいているという現状がございます。以上です。

**○委員長（岩永政則委員）**

他にありませんか。もう一括で歳出まで含めていきましょう。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

97ページの保育専門員報酬の説明で6名予定していたところが5名ということでお話をありましたが、もう少し詳しくこの要因等をお話をいただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

松尾所長。

○参事（松尾郁子君）

6名ということで予算を確保しておりました。募集を掛けておりましたが応募する者がおらず5名で留まりました。その分パートの方を雇用いたしまして、保育の方を運営しました。募集に来てくださった方もおられたんですけども、採用試験を行いまして不適合と判断したこともありました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。

それでは質疑を終了したいと思います。保育所終わります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。次にこども政策課の説明を求めます。

村田課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それでは引き続き、こども政策課所管について御説明をいたします。

歳入総額20億176万6,286円、歳出総額は27億9,703万2,228円です。単独事業から補助事業へ事業の見直しを図るなど、自主財源の確保に努めたことなどから前年度と比較をしまして、歳出約8,800万の増額に対し、歳入が約1億3,200万円の増額となりました。それでは29年度の一般会計歳入歳出決算事項別明細書に基づき、昨年度と異なる点を中心に御説明をいたします。20、21ページをお開きください。11款1項1目1節児童福祉費負担金と2節滞納繰越分がこども政策課所管になります。1節児童福祉費負担金ですが、収入率99.6%と前年度と同率、前々年度と比較をしますと0.4%アップをしております。2節保育料滞納繰越分の収入は331万5,600円、収納率32.4%となっております。なるべく現年度の滞納を出さないように強化を図っているところでございます。11款1項2目1節保健衛生費負担金はこども政策課所管です。養育医療費とは、未熟児で生まれた赤ちゃんの入院養育が必要と医師が認めた場合に医療費の助成をするもので、所得に応じた自己負担分になります。次に24、25ページをお開きください。13款1項1目1節の2行目、障害者自立支援給付費負担金のうち73万8,500円がこども政策課所管です。育成医療費に対する2分の1国庫負担となっております。2節保育所運営費負担金と3節児童手当負担金がこども政策課所管になります。保育所運営費負担金は、保育認定の2号と3号は保育所運営費から国で定める自己負担分を除いた2分の1が国庫負担、1号認定は保育所運営費の73.4%から国で定める自己負担分を除いた2分の1が国庫負担となっております。過年度精算分は、前年度の保育所運営費国庫負担金交付額確定に伴う追加交

付でございます。児童手当負担金は、3歳未満児の被用者のみが45分の37、それ以外は3分の2国庫負担となっています。次に2目衛生費国庫負担金です。26、27ページをお開きください。1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。母子保健衛生費負担金は未熟児養育医療の国庫負担金で、掛かった医療費から自己負担分を除いた2分の1が国庫負担となっています。次に2目2節児童福祉費補助金の上から3つがこども政策課所管です。保育所等整備交付金は、わかば保育園とひかり保育園の2つの保育園の施設整備に対する国庫補助金で、補助基本額は3分の2補助となっております。子ども子育て支援交付金は、13の事業からなる地域子育て支援事業に対する補助金です。国庫負担割合は3分の1となっております。前年度と比較して約1,578万増額となっておりますが、学童整備費、学童の運営費、子育て支援センターの運営費、それから包括支援センターの運営費、ファミリーサポートセンターの委託料の増額等によるものとなっております。児童虐待防止対策支援事業補助金は、要保護児童への支援業務を担っており、2分の1補助となっております。次に4目4節3世代同居近況促進事業補助金がこども政策課所管です。事業費の2分の1の45%が国庫補助となっております。次に28、29ページをお開きください。5目教育費国庫補助金です。3節幼稚園補助金がこども政策課所管です。国庫補助率は3分の1以内となっております。29年度は前年度より0.9%増の31.7%補助金をいただいております。次に3項2目2節児童福祉費委託金がこども政策課所管です。手当の対象者は112人となっております。次に14款1項1目1節社会福祉費負担金の2行目、障害者自立支援給付費のうち36万9,250円がこども政策課所管です。4分の1県費負担金となっております。2節保育所運営費負担金と3節児童手当負担金は全てこども政策課所管です。保育所運営費は4分の1県費、3行目の施設型給付費等事業費補助金は、1号認定子どもの分について運営補助金の26.6%を県と町で2分の1ずつ負担することとなっております。3節児童手当負担金は、3歳未満の被用者のみ45分の4、それ以外は6分の1県費負担金となっております。次に2目1節保健衛生費負担金がこども政策課所管です。未熟児養育医療費の県費負担金で補助率は4分の1となっております。次に30、31ページをお開きください。2項2目1節社会福祉費補助金の4行目から6行目がこども政策課所管です。小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費は4分の3県費補助、福祉医療費補助金が2分の1補助、軽度・中等度難聴児補聴器購入助成が2分の1補助となっております。次に2節児童福祉費補助金は全てこども政策課所管です。1行目の母子家庭等児童助成事業が学童のひとり親に対する保育料の補助で、県費2分の1補助となっています。2行目のほのぼの育成事業費補助金は、認可外保育園の保育材料費や薬品、衛生材料費等に対する補助金で、県費2分の1補助となっています。3行目の保育対策総合支援事業費補助金は、認可外保育園の職員検診に対する補助金で県費3分の2補助となっています。4行目の子ども子育て支援交付金は、国費でも触れましたが、放課後児童クラブなどを対象とした13の事業に対する補助金で県費3分の1負担となっております。

国費同様前年より1,561万7,000円の増額となっております。32、33ページをお開きください。6目1節住宅費補助金のうち2行目の3世代同居・近居促進事業補助金がこども政策課所管です。2分の1県費補助となっております。38、39ページをお開きください。17款2項4目1節地域福祉ボランティア基金繰入金がこども政策課所管です。わかば保育園の改修工事に対する補助金の町の負担分について基金を活用しております。町の負担割合は通常4分の1ですが、本町は待機児童解消加速化プランを策定しているため補助基準額の12分の1町負担となっております。42、43ページをお開きください。19款5項1目1節雑入です。上から9行目の火災保険料のうち1万4,367円がこども政策課所管です。上長与児童館と併設のニュータウン自主防災センターと、長与児童館と併設の皆前自主防災センター分として、火災保険料を自治会から受け入れております。11行下の養育医療費返還金は全額こども政策課所管です。養育医療費の自己負担分に対して福祉医療費で補てんされる分を受け入れております。2行下の児童手当返還金は、遡って所得更正があったため返還いただいております。5行下の電柱等設置使用料のうち390円がこども政策課所管です。めぐみ保育園敷地内の電柱2本分となっております。下から2行目の福祉医療費返還金は全額こども政策課所管です。付加給付金など健康保健課から給付を受けることができるものについて、返還をしていただいております。44、45ページをお開きください。上から9行目、保健事業参加費負担金のうち8万4,600円がこども政策課所管です。マタニティクッキングや離乳食教室などの参加者負担金となっております。その10行下の放課後児童クラブ光熱水費負担金が全額こども政策課所管です。29年度から児童館内で運営している学童クラブより水道光熱費を負担していただいております。歳入は以上です。

次に歳出です。82、83ページをお開きください。こども政策課の職員体制につきましては、課長補佐を含む児童福祉係が7人から6人へ、母子保健係が5人から6人へそれぞれ増減がありました。総数は課長以下13人で変更はありません。3節の職員手当等の中の時間外勤務手当のうち556万9,920円がこども政策課の子育て支援係分です。28年度と比較をしまして約239万1,000円減となりました。28年度はこども政策課ができた年で、子ども医療費や幼稚園の業務が子育て支援係の新しい業務として増えたために大変多忙でしたけれども、事務事業の見直し等も行い、例えば特別児童扶養手当や短期支援事業を子育て支援係から母子保健係に事務を移管するなどしまして29年度は子育て支援係もだいぶ落ち着いてまいりました。それでは3款1項1目社会福祉総務費のうち1節報酬の児童虐待防止専門員報酬と要保護児童対策地域協議会委員報酬がこども政策課所管です。虐待防止専門員は、要保護児童地域対策協議会の事務局として虐待相談をはじめ、虐待通報に対する安全確認のほか、ケース会議やケース記録など多岐にわたり御活躍をいただいております。84、85ページをお開きください。4節共済費の社会保険料のうち38万5,590円がこども政策課所管です。7節賃金はこども政策課の分で子ども医療費やひとり親等の福祉医療費の支給事務を受



けさせていただいております。9節旅費の普通旅費のうち3万5,660円、研修旅費は全額、費用弁償のうち1万5,250円がこども政策課所管です。11節需用費の消耗品費のうち2万6,676円、食糧費のうち8,504円、印刷製本費は全額こども政策課所管です。印刷費は福祉医療費の受給者証ですとか窓付き封筒の印刷代となっております。12節役務費の審査支払い手数料は乳幼児福祉医療費の現物給付に対する審査手数料です。13節委託料の福祉医療費システム保守委託料と福祉医療費システム改修業務委託料がこども政策課所管です。昨年度、対象拡大に伴う改修を実施しております。19節負担金、補助及び交付金の下から3行目、福祉団体育成補助金のうち18万がこども政策課です。母子寡婦福祉会に対する活動補助金となっております。20節扶助費の乳児医療費から次のページの父子家庭の子医療費までと1番下の子ども医療費がこども政策課所管です。県費補助対象である乳児から父子家庭の子までのトータルを見ますと、前年度より1.6%とわずかな伸びでございますが、28年度にスタートいたしました町単独の子ども医療費は2年目となり、まとめて申請される方が多く、昨年度の約1.8倍の伸びとなっております。次に2目障害者福祉費のうち1節報酬のひばり学級療育指導員報酬と8節報償費のひばり学級療育指導医師等謝礼、9節の普通旅費のうち9,700円、費用弁償のうち2,200円、11節消耗品費のうち21万1,431円、食糧費のうち3万394円、印刷製本費のうち9,276円、それから12節役務費の1番下の行、育成医療費支払事務手数料は全額、13節委託料の下から2行目と3行目、次のページの14節使用料のうち自動車借上料、それと18節備品購入費、20節扶助費の上から7行目、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費、7行下の軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金と、すぐ下の育成医療費、それから23節の償還金利息及び割引料の1行目と2行目、以上がこども政策課所管になります。障害児福祉費につきましては、発達障害児に関する支援を行っているひばり学級の運営費が主なもので、昨年度と異なる点は、13節ひばり学級療育指導業務委託料が5人から4人分になったこと、それから18節の備品が発達検査を行うためのWISC-IVという機械ですね、昨年度も障害児福祉に役立てて欲しいと寄附をいただいた分で、ひばり学級で使用するフリーパーテーションを購入いたしました。他は大きな変更点はございません。

92、93ページをお開きください。2項1目児童福祉総務費から101ページの4目児童館費までがこども政策課所管です。昨年度と異なる点を中心に御説明をいたします。94、95ページをお開きください。13節委託料のファミリーサポートセンター事業ですが、アンケートを行った際にニーズが高かったことから29年度は事業の周知を徹底するとともに、利用の際は事前登録が必要であるため登録推進を図りました。と同時に利用会員だけでなく、協力会員の育成と質の向上を図るために講習会の回数を増やすなど事業の充実に努めるために委託料を46万9,000円増額をいたしました。よって利用会員が145人、協力会員も64人、トータルで207人増えまして、安心して子育てできる環境整備に努めております。会員数によって国庫補助の基準額が定め

られており補助額も増額となり、合わせて財源確保にも繋がりました。同じく委託料の3行目、設計監理委託料は、教育委員会との協議により洗切小学校の空き教室をもう1部屋、児童クラブ室として利用させていただくこととなり、改修工事を行いました。おかげで専用室が確保でき登録人数が増えても、もう1支援対応が可能となりました。15節工事請負費の児童クラブ施設整備工事は先程の洗切学童クラブと高田児童クラブの改修工事が主なものです。高田児童クラブは登録人数が増えたために、高田児童館の2階部分を2支援目のクラブ室として改修を行いました。これで児童クラブにつきましては、5年間の経過措置期間は2年前倒して全校区とも整備が完了をいたしました。19節負担金、補助及び交付金の3行目、病児・病後児保育事業負担金は、29年度の当初から病児保育が一時中止、のちに閉鎖となり大変御迷惑をお掛けしてるところですが、利用実績は上がっておりませんが、賠償責任保険分の負担をさせていただいております。負担金の4行目から6行目の放課後児童クラブに対する運営補助金でございますが、合計で対前年度比1,427万増額となっております。増額の主な要因は1クラブ増えたことと、補助基準額が増額となったことによるものです。補助金の7行目のひとり親家庭等児童助成事業補助金は、ひとり親家庭が児童クラブに支払う保育料を助成するもので、前年度より94万増額となっているのは助成限度額を3,000円から5,000円に上限額を引き上げたことによるものです。下から2行目の保育所等整備交付金は、わかば保育園とひかり保育園の施設整備補助金です。いずれもゼロ歳から2歳児の定員を、わかば保育園を10名、ひかり保育園を3名増員といたしました。わかば保育園では放課後児童クラブも新設をさせていただいております。次に20節扶助費の児童手当につきましては、支給対象児童の減少により減額となっております。次に2目児童福祉運営費についてですが、保育園全体で見ますと入園児数は大きく変わってはいないのですが、処遇改善並びにキャリアアップ助成に伴い、園に対する運営補助金が全体で5.4%増、6,347万ほど増額となっております。96、97ページをお開きください。2行目から4行目の認可外保育所に対する補助金につきましては、入所児童数が微増したことから、補助金もわずかに増となっております。ほかは例年並となっております。保育園ごとに見ますと入所児童数の増減に伴い、補助金額を増減をしております。29年度は若葉保育園とあじさい保育園のみ入所児童数が減少したため、補助金額もこの2園だけが減少し、他の園につきましては、いずれも増額となっております。予算の管理をやすくするために、上長与こども園の運営補助金を1号と2、3号に分け、広域入所委託分運営補助金も認定こども園1号と2、3号を分けて29年度から表記をさせていただいております。次に98、99ページをお開きください。4目児童館費です。昨年と異なる内容は、29年度より子育て支援センター機能をプラスしたことから、7節賃金並びに次のページの9節旅費は、センター開設に伴いパートの人員を増、並びに他町の視察研修に行っていただくなど、それぞれ増額となっております。11節修繕料、29年度は消防設備や自動火災報知設備をはじめ、照明器具、エアコン、ガラスの入れ

替えなど、安全面や緊急性の高い箇所について修繕を行っております。13節委託料の下から4行目、施設清掃委託料では乳幼児の利用に配慮しまして、施設清掃も増額対応をさせていただいております。同じく委託料の1番下、シャッター保守点検委託料は、長与児童館のシャッターに不具合が生じまして29年度より保守点検をしていただくことといたしました。15節工事請負費では南児童館の非常放送機器取替工事を行っております。児童館費は28年度まで、管理運営費のほぼ全てが一般財源で賄っておりますが、29年度より支援センター事業として国と県から補助金を合わせて744万8,000円、それから児童館で活動している放課後児童クラブから光熱水費負担金を徴収することとし、合計で944万8,796円歳入を得ています。得た歳入は、ほかの子育て支援事業、例えば子供医療費の対象拡大等へと活用をさせていただいております。

次に104、105ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費です。母子保健係6人分の人件費のみの支出になります。時間外勤務手当につきましては、319万320円のうち、こども政策課所管は189万3,317円で、前年度と比較をしまして、職員が1人増となったことから約89万円の減額となっております。次に106、107ページをお開きください。2目感染症予防費です。7節パート賃金のうち5万1,747円、通勤手当のうち3,600円、9節普通旅費のうち1,250円、11節消耗品費のうち11万9,986円、印刷製本費のうち26万7,073円、13節委託料予防接種委託料のうち1億782万8,834円と次のページの20節扶助費がこども政策課所管となります。前年度と異なる点は、予防接種委託料のうちB型肝炎が28年度の10月から開始となったことから、29年度は1年間通しての対象となり、前年度と比較して270万8,000円ほど増額となりました。20節扶助費の予防接種助成費は、里帰り出産の方が増えておりまして、前年度の倍以上に伸びているような状況です。次に3目母子衛生費です。全てこども政策課所管です。昨年度も各種事業の見直しを行い、子育て世代包括支援センターに続いて国が推奨します子ども家庭総合支援拠点を県内でいち早く整備を行いました。包括支援センターは県内で4市町、子ども家庭総合支援拠点は県内で2市町が整備をしており、両方整備しているのは長与町だけとなっております。前年度と異なる点は、1節報酬の子育て相談専門員で、1名増員し2名分となっております。4節共済費は相談専門員と育休代替職員の3名分です。7節のパート賃金は、包括支援センターの補助職員として1名分、育休代替職員の1名分です。13節健康診査委託料は、昨年と比較して対象者が減っており、約170万の減額となっております。18節備品購入費では、子育て相談専門員の机と椅子を補助金を活用して購入しております。ほかは例年並みとなっております。

164、165ページをお開きください。10款4項1目幼稚園教育振興費がこども政策課所管となっております。8節報償費の幼稚園卒園記念品は保育園の卒園記念品と同じものを贈っております。19節負担金、補助及び交付金の1行目就園奨励費補助金は、幼稚園に就園している子どもの数が減少しているため112万ほど減額となっております。

3行目の預かり保育促進事業補助金は、預かり保育を利用される方が増えているため、15万3,000円の増額となっています。1行目の就園奨励補助金以外は町単独の補助金となっております。

最後に主要な施策の成果に関する報告書につきましては、32ページから37ページがこども政策課所管となります。32、33ページに学童並びに保育所の整備について、34ページには、保育所並びに認定こども園の入所状況と運営費補助金について、35ページに予防接種事業の実績について、36ページに子育て世代包括支援センター事業の活動実績について、37ページに幼稚園就園奨励費補助事業について補助実績を記載しております。

以上が、こども政策課所管分です。御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○委員長（岩永政則委員）

説明が大変多うございましたですね。長く掛かりまして、質疑に入りますとまたけじめがつかないというふうに思いますので、質疑につきましては、明日に回したいというふうに思います。そういうことで、明日9時半から行います。

以上で本日は終了します。お疲れさまでした。

（散会 15時55分）